

改 正	現 行
<p style="text-align: center;"><b>福島県請負工事成績評定要綱の運用</b></p> <p>第5条第3項関係                      評定表等とは次のものをいい、別に定める手順により評定を行う。                      (1) 農林水産部                      ・農林水産土木工事成績評定表(様式第4号)                      ・工事成績採点表「竣工・一部竣工」(様式第4-1号)                      ・調査項目別集計表(様式第4-2号)                      ・調査項目別採点表(様式第4-3号)                      ・工事成績採点の調査項目別運用表(兼プロセスチェックリスト)別紙1~4                      (2) 土木部                      ・土木・建築(設備)工事成績評定表(様式第4号)                      ・工事成績採点表「竣工・一部竣工」(様式第4-1号)                      ・調査項目別集計表(様式第4-2号)                      ・調査項目別採点表(様式第4-3号)                      ・工事成績採点の調査項目別運用表(兼プロセスチェックリスト)別紙1~4                      検査の結果、修補があった工事については、修補前の状況で評定するものとする。</p> <p>第9条関係                      「通知を受けた日から起算して14日以内」とは、初日を算入し、14日目が期間の満了日となることをいい、最終日が休日に当たるときは、その翌日が満了日となる。</p> <p>附則                      1 この運用は、平成20年4月1日から適用する。                      2 農林水産部請負工事成績評定要領の運用(平成16年7月1日改正)は廃止する。                      3 土木部請負工事成績評定要領の運用(平成15年4月1日改正)は廃止する。                      4 この運用は平成23年6月1日から適用する。                      5 この運用は平成24年2月1日から適用する。                      6 この運用は平成25年4月1日から適用する。                      7 この運用は平成26年4月1日から適用する。                      8 この運用は平成29年4月1日から適用する。                      9 この運用は平成30年4月1日から適用する。                      10 この運用は平成31年4月1日から適用する。                      11 この運用は令和2年4月1日から適用する。                      12 この運用は令和3年4月1日から適用する。                      13 この運用は令和5年4月1日から適用する。                      14 <u>この運用は令和6年4月1日から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>福島県請負工事成績評定要綱の運用</b></p> <p>第5条第3項関係                      評定表等とは次のものをいい、別に定める手順により評定を行う。                      (1) 農林水産部                      ・農林水産土木工事成績評定表(様式第4号)                      ・工事成績採点表「竣工・一部竣工」(様式第4-1号)                      ・調査項目別集計表(様式第4-2号)                      ・調査項目別採点表(様式第4-3号)                      ・工事成績採点の調査項目別運用表(兼プロセスチェックリスト)別紙1~4                      (2) 土木部                      ・土木・建築(設備)工事成績評定表(様式第4号)                      ・工事成績採点表「竣工・一部竣工」(様式第4-1号)                      ・調査項目別集計表(様式第4-2号)                      ・調査項目別採点表(様式第4-3号)                      ・工事成績採点の調査項目別運用表(兼プロセスチェックリスト)別紙1~4                      検査の結果、修補があった工事については、修補前の状況で評定するものとする。</p> <p>第9条関係                      「通知を受けた日から起算して14日以内」とは、初日を算入し、14日目が期間の満了日となることをいい、最終日が休日に当たるときは、その翌日が満了日となる。</p> <p>附則                      1 この運用は、平成20年4月1日から適用する。                      2 農林水産部請負工事成績評定要領の運用(平成16年7月1日改正)は廃止する。                      3 土木部請負工事成績評定要領の運用(平成15年4月1日改正)は廃止する。                      4 この運用は平成23年6月1日から適用する。                      5 この運用は平成24年2月1日から適用する。                      6 この運用は平成25年4月1日から適用する。                      7 この運用は平成26年4月1日から適用する。                      8 この運用は平成29年4月1日から適用する。                      9 この運用は平成30年4月1日から適用する。                      10 この運用は平成31年4月1日から適用する。                      11 この運用は令和2年4月1日から適用する。                      12 この運用は令和3年4月1日から適用する。                      13 この運用は令和5年4月1日から適用する。</p>

改 正	現 行
<p style="text-align: center;"><b>工事成績評定の手順</b></p> <p>農林水産土木工事成績評定表又は土木・建築（設備）工事成績評定表（様式第4号）及び工事成績採点表「竣工・一部竣工」（様式第4-1号）、審査項目別集計表（様式第4-2号）並びに審査項目別採点表（様式第4-3号）の作成にあたっては、工事成績採点の審査項目別運用表（様式1～3）を用いて公正に行うものとする。</p> <p>手順1. 第1評定者は施工プロセスチェック内容を工事成績採点の審査項目別運用表の別紙-1①～⑦の該当審査項目にも記入し、様式第4-2号にチェックし、該当項目のa～eを判定する。（別紙「チェックリストによる点検結果の取り扱い」による） 次に、様式第4-1号の該当点数に○印を付し、加減点合計を算出し、標準点（65点）から加減を行う。 また、「法令遵守等」のチェックリストで該当する事例があった場合は、速やかに担当課長に報告すること。チェックリストは工事完成後に第1評定結果とともに第2評定者へ提出するものとする。</p> <p>手順2. 第1評定者は別紙-1⑧ 創意工夫、別紙-1⑨環境対策を該当キーワード数の数と重みを勘案して評点し、様式第4-1号に手順1同様に行う。ただし、創意工夫については受注業者からの提案あったものを評価する。 また、様式第4-3号も併せて記入する。</p> <p>手順3. 第2評定者は別紙-2①～②工事成績採点の審査項目別運用表で総合的に判断し様式第4-2号にチェックしてa～eを判定する。 次に、別紙-2③ 工事特性を該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。また、別紙-2④社会性等について評点し該当項目のa～cを判定する。 これらを様式第4-1号に記入し、加減点合計を算出し、標準点（65点）から加減を行う。 また、別紙-2⑤「法令遵守等」について、当該工事に関する法令遵守等の措置があった場合は、該当する適応事例にチェックし、様式第4-1号の「9. 法令遵守等」欄で減点を行う。 なお、様式第4-3号も併せて記入する。</p> <p>手順4. 様式第4号、様式第4-1号～様式第4-3号を第2評定者まで評定した後、契約権者の決裁を得てから、検査時に第3評定者に提出する。 なお、「法令遵守等」に該当のあったチェックリストは、当該工事の担当課長が保管する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>工事成績評定の手順</b></p> <p>農林水産土木工事成績評定表又は土木・建築（設備）工事成績評定表（様式第4号）及び工事成績採点表「竣工・一部竣工」（様式第4-1号）、審査項目別集計表（様式第4-2号）並びに審査項目別採点表（様式第4-3号）の作成にあたっては、工事成績採点の審査項目別運用表（様式1～3）を用いて公正に行うものとする。</p> <p>手順1. 第1評定者は施工プロセスチェック内容を工事成績採点の審査項目別運用表の別紙-1①～⑤に記入する。また、別紙-1⑥～⑩の該当審査項目にも記入し、様式第4-2号にチェックし、該当項目のa～eを判定する。（別紙「チェックリストによる点検結果の取り扱い」による） 次に、様式第4-1号の該当点数に○印を付し、加減点合計を算出し、標準点（65点）から加減を行う。 また、「法令遵守等」のチェックリストで該当する事例があった場合は、速やかに担当課長に報告すること。チェックリストは工事完成後に第1評定結果とともに第2評定者へ提出するものとする。</p> <p>手順2. 第1評定者は別紙-1⑫～⑬創意工夫、別紙-1⑭環境対策を該当キーワード数の数と重みを勘案して評点し、様式第4-1号に手順1同様に行う。ただし、創意工夫については受注業者からの提案あったものを評価する。 また、様式第4-3号も併せて記入する。</p> <p>手順3. 第2評定者は別紙-2①～②工事成績採点の審査項目別運用表で総合的に判断し様式第4-2号にチェックしてa～eを判定する。 次に、別紙-2③～⑥工事特性を該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。また、別紙-2⑦社会性等について評点し該当項目のa～cを判定する。 これらを様式第4-1号に記入し、加減点合計を算出し、標準点（65点）から加減を行う。 また、別紙-2⑧「法令遵守等」について、当該工事に関する法令遵守等の措置があった場合は、該当する適応事例にチェックし、様式第4-1号の「9. 法令遵守等」欄で減点を行う。 なお、様式第4-3号も併せて記入する。</p> <p>手順4. 様式第4号、様式第4-1号～様式第4-3号を第2評定者まで評定した後、契約権者の決裁を得てから、検査時に第3評定者に提出する。 なお、「法令遵守等」に該当のあったチェックリストは、当該工事の担当課長が保管する。</p>

(様式4-1号)

工 事 成 績 採 点 表 [ 竣 工 ・ 一 部 竣 工 ]

検査年月日		事務所																
工 事 名		契約金額(最終)					円					完成年月日						
受注者名		工 期					自 至					完成年月日						
評定者 *1		第 1 評 定 者					第 2 評 定 者					第 3 評 定 者						
考 査 項 目 *2		職 名 氏 名 職 名 氏 名					職 名 氏 名 職 名 氏 名					職 名 氏 名						
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	(I) 施工体制一般	+ 1.0	+ 0.5	0.0	- 5.0	- ###												
	(II) 配置技術者	+ 3.0	+ 1.5	0.0	- 5.0	- ###												
2. 施工状況	(I) 施工管理	+ 2.0	+ 1.0	0.0	- 5.0	- ###	+ 5.0	+ 2.5	0.0	- 7.5	- ###							
	(II) 工程管理	+ 5.0	+ 2.5	0.0	- 5.0	- ###	+ 5.0	+ 2.5	0.0	- 7.5	- ###							
	(III) 安全管理	+ 5.0	+ 2.5	0.0	- 5.0	- ###	+ ###	+ 5.0	0.0	- 7.5	- ###							
	(IV) 対外関係	+ 2.0	+ 1.0	0.0	- 2.5	- 5.0												
3. 出来形及び出来ばえ	(I) 出来形	+ 2.0	+ 1.0	0.0	- 2.5	- 5.0						+ ###	+ ###	+ 7.5	+ 4.0	0.0	- ###	
	(II) 品質	+ 5.0	+ 2.5	0.0	- 2.5	- 5.0						+ ###	+ ###	+ 7.5	+ 4.0	0.0	- ###	
	(III) 出来ばえ											+ 5.0		+ 2.5		0.0	- 5.0	
4. 工事特性	(I) 施工条件等への対応							+ ###	0.0									
5. 創意工夫	(I) 創意工夫		+ 5.0	0.0														
6. 環境対策	(I) 環境対策		+ 5.0	0.0														
7. 社会性等	(I) 地域へ貢献等						+ 5.0	+ 2.5	0.0									
加 減 点 合 計		+、- 点					+、- 点					+、- 点						
評 点 *3		② 65点±加減点合計 点					③ 65点±加減点合計 点					④ 65点±加減点合計 点						
8. 評 定 点		⑤ ② × 0.4 点					⑥ ③ × 0.2 点					⑦ ④ × 0.4 点						
9. 法 令 遵 守 等 *4 (竣 工 検 査 時)							⑧ (減点) - 点											
10. 評 定 点 合 計 *5							⑨ 点											

注) \*1 竣工・一部竣工の評定は、第1評定者、第2評定者、第3評定者がそれぞれ行い、第1、第2評定者は、第3評定者の検査に先だち評定する。  
 \*2 各検査項目毎の採点は、第1評定者は別紙-1①~⑩、第2評定者は別紙-2①~⑤、第3評定者は別紙-3①~④によるものとする。  
 \*3 評点は、65点±加減点合計と各評点⑤~⑦は、小数第1位まで記入する。  
 \*4 法令遵守等の評価は竣工検査時に第2評定者が行い、一部竣工検査時は採点の対象としない。  
 \*5 評定点合計⑨は、評定点⑤~⑧の合計とする。(一部竣工検査時は⑤~⑦の合計)

現  
行

(様式4-1号)

工 事 成 績 採 点 表 [ 竣 工 ・ 一 部 竣 工 ]

検査年月日		事務所																
工 事 名		契約金額(最終)					円					完成年月日						
受注者名		工 期					自 至					完成年月日						
評定者 *1		第 1 評 定 者					第 2 評 定 者					第 3 評 定 者						
考 査 項 目 *2		職 名 氏 名 職 名 氏 名					職 名 氏 名 職 名 氏 名					職 名 氏 名						
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	(I) 施工体制一般	+ 1.0	+ 0.5	0.0	- 5.0	- ###												
	(II) 配置技術者	+ 3.0	+ 1.5	0.0	- 5.0	- ###												
2. 施工状況	(I) 施工管理	+ 2.0	+ 1.0	0.0	- 5.0	- ###	+ 5.0	+ 2.5	0.0	- 7.5	- ###							
	(II) 工程管理	+ 5.0	+ 2.5	0.0	- 5.0	- ###	+ 5.0	+ 2.5	0.0	- 7.5	- ###							
	(III) 安全管理	+ 5.0	+ 2.5	0.0	- 5.0	- ###	+ ###	+ 5.0	0.0	- 7.5	- ###							
	(IV) 対外関係	+ 2.0	+ 1.0	0.0	- 2.5	- 5.0												
3. 出来形及び出来ばえ	(I) 出来形	+ 2.0	+ 1.0	0.0	- 2.5	- 5.0						+ ###	+ ###	+ 7.5	+ 4.0	0.0	- ###	
	(II) 品質	+ 5.0	+ 2.5	0.0	- 2.5	- 5.0						+ ###	+ ###	+ 7.5	+ 4.0	0.0	- ###	
	(III) 出来ばえ											+ 5.0		+ 2.5		0.0	- 5.0	
4. 工事特性	(I) 施工条件等への対応							+ ###	0.0									
5. 創意工夫	(I) 創意工夫		+ 5.0	0.0														
6. 環境対策	(I) 環境対策		+ 5.0	0.0														
7. 社会性等	(I) 地域へ貢献等						+ 5.0	+ 2.5	0.0									
加 減 点 合 計		+、- 点					+、- 点					+、- 点						
評 点 *3		② 65点±加減点合計 点					③ 65点±加減点合計 点					④ 65点±加減点合計 点						
8. 評 定 点		⑤ ② × 0.4 点					⑥ ③ × 0.2 点					⑦ ④ × 0.4 点						
9. 法 令 遵 守 等 *4 (竣 工 検 査 時)							⑧ (減点) - 点											
10. 評 定 点 合 計 *5							⑨ 点											

注) \*1 竣工・一部竣工の評定は、第1評定者、第2評定者、第3評定者がそれぞれ行い、第1、第2評定者は、第3評定者の検査に先だち評定する。  
 \*2 各検査項目毎の採点は、第1評定者は別紙-1①~⑩、第2評定者は別紙-2①~⑤、第3評定者は別紙-3①~④によるものとする。  
 \*3 評点は、65点±加減点合計と各評点⑤~⑦は、小数第1位まで記入する。  
 \*4 法令遵守等の評価は竣工検査時に第2評定者が行い、一部竣工検査時は採点の対象としない。  
 \*5 評定点合計⑨は、評定点⑤~⑧の合計とする。(一部竣工検査時は⑤~⑦の合計)

改  
正



【福島県請負工事成績評定要綱の運用】新旧対照

土木用 別紙-1①		(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト				(令和11年4月1日以降適用)			
審査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、c,d,e判定を「-」「該当」から選択)	関係法令	確認日(プロセスチェック)				
1. 施工体制	I. 施工体制 一般	a, b, c, d	○	1. 施工計画書が工事着手前に提出された。					
			○	2. 施工計画書の記載内容と現場の施工体制等が一致していた。		R . .	R . .	R . .	
			○	3. 「施工体制台帳の写し」を福島県元請・下請関係適正化指導要綱に示す期限内に提出し、提出された「施工体制台帳の写し」には「下請契約書の写し」及び「再下請通知書」が添付されていた。【法令遵守該当項目】	建設業法第24条の8 入札契約適正化法第14条の2~7 元下要綱第10	R . .	R . .	R . .	
			○	4. 提出された施工体制台帳と同一のものが現場に備え付けられていた。		R . .	R . .	R . .	
			○	5. 「建設業許可」、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」及び「労災保険加入」の標識が現場に掲示されていた。	建設業法第40条、建退共制度、入札契約適正化指針5(5)ハ、労働者災害補償保険法施行規則第49条	R . .	R . .	R . .	
			○	6. 「施工体系図」が整備され、現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げられていた。	建設業法第24条の8 入札契約適正化法第15条 元下要綱第9	R . .	R . .	R . .	
			○	7. 元請負人は下請施工分の完成検査を実施していた。【法令遵守該当項目】	建設業法第24条の4 元下要綱第5	R . .	R . .	R . .	
			○	8. 工事カルテの登録は、監督員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われていた。(フレックス工事・準備期間確保工事における受注時の登録は着工後10日以内)	入札契約適正化指針5(5)ハ	R . .	R . .	R . .	
			○	9. 現場代理人の常駐義務緩和では、承認に当たって付した条件を満足していた。	現場代理人の常駐義務の緩和措置	R . .	R . .	R . .	
			c判定	-	10. 上記項目に関して、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。				
			d判定	-	11. 施工計画書が工事着手前に提出されなかった。				
			e判定	-	12. 施工体制に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。				
			該当項目が90%程度以上 a(施工体制が適切である) 該当項目が80%~90%程度以上 b(施工体制がほぼ適切である) 該当項目が60%~80%程度 又は c判定項目に該当する場合 c(他の事項に該当しない) 該当項目が60%程度未満 又は d判定項目に該当する場合 d(施工体制がやや不備である) e判定項目に該当する場合 e(施工体制が不備である)		-	14. 施工体系図に記載のない業者が作業していた。【法令遵守該当項目】	建設業法第24条の8 入札契約適正化法第15条 元下要綱第9	R . .	R . .
※評価対象項目数が2項目以下の場合は c評価以下とする。		-	15. 施工体制台帳及び施工体系図に記載されている監理(主任)技術者が本人でなかった。【法令遵守該当項目】	建設業法第26条 元下要綱第9	R . .	R . .	R . .		
※評価対象項目数が2項目以下の場合は c評価以下とする。		-	16. 元請人が下請工事の施工に実質的に関与していなかった。(一括下請)【法令遵守該当項目】	建設業法第22条 入札契約適正化法第14条 元下要綱第3 工事請負契約約款第6条	R . .	R . .	R . .		
※評価対象項目数が2項目以下の場合は c評価以下とする。		-	17. 施工体制に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。						
				※別紙-5「施工プロセス」のチェックリストを兼ねる。					
		9 / 9 =100%							

共通 別紙-1①		(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト				(令和16年4月1日以降適用)			
審査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、c,d,e判定を「-」「該当」から選択)	関係法令	確認日(プロセスチェック)				
1. 施工体制	I. 施工体制 一般	a, b, c, d	○	1. 施工計画書が工事着手前に提出された。					
			○	2. 施工計画書の記載内容と現場の施工体制等が一致していた。		R . .	R . .	R . .	
			○	3. 「施工体制台帳の写し」を福島県元請・下請関係適正化指導要綱に示す期限内に提出し、提出された「施工体制台帳の写し」には「下請契約書の写し」及び「再下請通知書」が添付されていた。【法令遵守該当項目】	建設業法第24条の8 入札契約適正化法第14条の2~7 元下要綱第10	R . .	R . .	R . .	
			○	4. 提出された施工体制台帳と同一のものが現場に備え付けられていた。		R . .	R . .	R . .	
			○	5. 「建設業許可」、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」及び「労災保険加入」の標識が現場に掲示されていた。	建設業法第40条、建退共制度、入札契約適正化指針5(5)ハ、労働者災害補償保険法施行規則第49条	R . .	R . .	R . .	
			○	6. 「施工体系図」が整備され、現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げられていた。	建設業法第24条の8 入札契約適正化法第15条 元下要綱第9	R . .	R . .	R . .	
			○	7. 元請負人は下請施工分の完成検査を実施していた。【法令遵守該当項目】	建設業法第24条の4 元下要綱第5	R . .	R . .	R . .	
			○	8. 工事カルテの登録は、監督員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われていた。(フレックス工事・準備期間確保工事における受注時の登録は着工後10日以内)	入札契約適正化指針5(5)ハ	R . .	R . .	R . .	
			○	9. 現場代理人の常駐義務緩和では、承認に当たって付した条件を満足していた。	現場代理人の常駐義務の緩和措置	R . .	R . .	R . .	
			c判定	-	10. 上記項目に関して、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。				
			d判定	-	11. 施工計画書が工事着手前に提出されなかった。				
			e判定	-	12. 施工体制に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。				
			該当項目が90%程度以上 a(施工体制が適切である) 該当項目が80%~90%程度以上 b(施工体制がほぼ適切である) 該当項目が60%~80%程度 又は c判定項目に該当する場合 c(他の事項に該当しない) 該当項目が60%程度未満 又は d判定項目に該当する場合 d(施工体制がやや不備である) e判定項目に該当する場合 e(施工体制が不備である)		-	14. 施工体系図に記載のない業者が作業していた。【法令遵守該当項目】	建設業法第24条の8 入札契約適正化法第15条 元下要綱第9	R . .	R . .
※評価対象項目数が2項目以下の場合は c評価以下とする。		-	15. 施工体制台帳及び施工体系図に記載されている監理(主任)技術者が本人でなかった。【法令遵守該当項目】	建設業法第26条 元下要綱第9	R . .	R . .	R . .		
※評価対象項目数が2項目以下の場合は c評価以下とする。		-	16. 元請人が下請工事の施工に実質的に関与していなかった。(一括下請)【法令遵守該当項目】	建設業法第22条 入札契約適正化法第14条 元下要綱第3 工事請負契約約款第6条	R . .	R . .	R . .		
※評価対象項目数が2項目以下の場合は c評価以下とする。		-	17. 施工体制に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。						
				※別紙-5「施工プロセス」のチェックリストを兼ねる。					
		9 / 9 =100%							

【福島県請負工事成績評定要綱の運用】新旧対照

土木用 別紙-1②		(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト					(令和6年4月1日以降適用)			
審査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、c,d,e判定を「-」「該当」から選択)			関係法令	(第1評定者)			
現 行	1. 施工体制 II. 現場代理人及び配置技術者 総合判定 <b>a</b>	a, b, c, d	○	1. 施工計画書に配置技術者等に関する具体的な内容が記載されていた。			労働安全衛生法第14条	R . .	R . .	R . .
			○	2. 現場代理人は、作業主任者を選任し、配置されていた。				R . .	R . .	R . .
			○	3. 共通仕様書の定めにより、現場代理人は名札と腕章を、監理技術者・主任技術者(下請負者含む)・専任の専門技術者は名札を付けていた。				R . .	R . .	R . .
			○	4. 現場代理人は、工事全体の把握ができていた。				R . .	R . .	R . .
			○	5. 契約書、設計図書、指針等を良く理解して工事を行っていた。				R . .	R . .	R . .
			○	6. 現場代理人は、下請の施工体制、施工状況を良く把握して作業員等を指導していた。				R . .	R . .	R . .
			○	7. 主任技術者又は監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めていた。				R . .	R . .	R . .
			○	8. 現場代理人は、監督員との連絡調整を画面で行っていた。				R . .	R . .	R . .
			○	9. 施工にあたり、画面により創意工夫又は提案を行って工事を進めていた。				R . .	R . .	R . .
			○	10. 作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めていた。				R . .	R . .	R . .
		○	11. 書類の整理及び資料の整理が適切に行われていた。							
		-	12. 上記項目に関して、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。							
		-	13. 現場代理人等の技術者配置に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。							
		-	14. 現場代理人が実質的に常駐していなかった。【法令遵守該当項目】			工事請負契約約款第10条	R . .	R . .	R . .	
		-	15. 主任技術者又は監理技術者が専任されていなかった。【法令遵守該当項目】			建設業法第26条 工事請負契約約款第10条	R . .	R . .	R . .	
		-	16. 主任技術者及び監理技術者は、所属建設会社上の恒常的な雇用関係(入札申込日以前に3ヶ月以上)になかった。【法令遵守該当項目】			監理技術者制度運用マニュアル二-四(3)	R . .	R . .	R . .	
		-	17. 監理技術者が所持しなければならない監理技術者証及び監理技術者講習終了証の当該資格、有効期限が適切でなかった。【法令遵守該当項目】			建設業法第26条	R . .	R . .	R . .	
		-	18. 専門技術者が配置されていなかった。*専門技術者の必要のない工事は対象外【法令遵守該当項目】			建設業法第26条の2 工事請負契約約款第10条	R . .	R . .	R . .	
		該当項目が90%程度以上 a(技術者が適切に配置されている) 該当項目が80%~90%程度 b(技術者がほぼ適切に配置されている) 該当項目が60%~80%程度 又は c判定項目に該当がある場合 c(他の事項に該当しない) 該当項目が60%程度未満 又は d判定項目に該当がある場合 d(技術者の配置がやや不備である) e判定項目に該当がある場合 e(技術者の配置が不備である) ※評価対象項目数が2項目以下の場合は c評価以下とする。								
					<b>11 / 11 =100%</b>					
※別紙-5「施工プロセス」のチェックリストを兼ねる。										

  

共通 別紙-1②		(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト					(令和6年4月1日以降適用)			
審査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、c,d,e判定を「-」「該当」から選択)			関係法令	(第1評定者)			
改 正	1. 施工体制 II. 現場代理人及び配置技術者 総合判定 <b>a</b>	a, b, c, d	○	1. 施工計画書に配置技術者等に関する具体的な内容が記載されていた。			労働安全衛生法第14条	R . .	R . .	R . .
			○	2. 現場代理人は、作業主任者を選任し、配置されていた。				R . .	R . .	R . .
			○	3. 共通仕様書の定めにより、現場代理人は名札と腕章を、監理技術者・主任技術者(下請負者含む)・専任の専門技術者は名札を付けていた。				R . .	R . .	R . .
			○	4. 現場代理人は、工事全体の把握ができていた。				R . .	R . .	R . .
			○	5. 契約書、設計図書、指針等を良く理解して工事を行っていた。				R . .	R . .	R . .
			○	6. 現場代理人は、下請の施工体制、施工状況を良く把握して作業員等を指導していた。				R . .	R . .	R . .
			○	7. 主任技術者又は監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めていた。				R . .	R . .	R . .
			○	8. 現場代理人は、監督員との連絡調整を画面で行っていた。				R . .	R . .	R . .
			○	9. 施工にあたり、画面により創意工夫又は提案を行って工事を進めていた。				R . .	R . .	R . .
			○	10. 作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めていた。				R . .	R . .	R . .
		○	11. 書類の整理及び資料の整理が適切に行われていた。							
		-	12. 上記項目に関して、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。							
		-	13. 現場代理人等の技術者配置に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。							
		-	14. 現場代理人が実質的に常駐していなかった。【法令遵守該当項目】			工事請負契約約款第10条	R . .	R . .	R . .	
		-	15. 主任技術者又は監理技術者が専任されていなかった。【法令遵守該当項目】			建設業法第26条 工事請負契約約款第10条	R . .	R . .	R . .	
		-	16. 主任技術者及び監理技術者は、所属建設会社上の恒常的な雇用関係(入札申込日以前に3ヶ月以上)になかった。【法令遵守該当項目】			監理技術者制度運用マニュアル二-四(3)	R . .	R . .	R . .	
		-	17. 監理技術者が所持しなければならない監理技術者証及び監理技術者講習終了証の当該資格、有効期限が適切でなかった。【法令遵守該当項目】			建設業法第26条	R . .	R . .	R . .	
		-	18. 専門技術者が配置されていなかった。*専門技術者の必要のない工事は対象外【法令遵守該当項目】			建設業法第26条の2 工事請負契約約款第10条	R . .	R . .	R . .	
		該当項目が90%程度以上 a(技術者が適切に配置されている) 該当項目が80%~90%程度 b(技術者がほぼ適切に配置されている) 該当項目が60%~80%程度 又は c判定項目に該当がある場合 c(他の事項に該当しない) 該当項目が60%程度未満 又は d判定項目に該当がある場合 d(技術者の配置がやや不備である) e判定項目に該当がある場合 e(技術者の配置が不備である) ※評価対象項目数が2項目以下の場合は c評価以下とする。								
					<b>11 / 11 =100%</b>					
※別紙-5「施工プロセス」のチェックリストを兼ねる。										

土木用 別紙-1③		(新)工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト				(令和5年4月1日以降適用)		
審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、c,d,e判定を「-」「該当」から選択)		関係法令	確認日(プロセスチェック)		
現 行	2.施工状況	I. 施工管理  総合判定  <b>a</b>  a  100%	a, b, c, d	○	1. 工事請負契約約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、書面による手続きを行っていた。			
				○	2. 施工計画書は、設計図書内容及び現場条件を反映したもとなっていた。			
				○	3. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に管理されていた。			
				○	4. 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含めて提出していた。			
				○	5. 工事材料の資料の整理及び確認がなされ、適正に管理されていた。	R . .	R . .	R . .
				○	6. 工事材料の品質に影響がないよう保管していた。	R . .	R . .	R . .
				○	7. 工事記録(日報、工事記録写真等)の整備が適時、的確になされていた。			
				○	8. 段階確認の手続きが事前になされると共に、確認時期の設定が適切であった。			
				○	9. 出来形管理が設計図書及び施工計画書に基づき適時、的確に行われていた。			
				○	10. 品質管理が設計図書及び施工計画書に基づき適時、的確に行われていた。			
				○	11. 工事内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書が提出されていた。			
				○	12. 現場内での資材・機材・仮設物等の整理整頓が日常的になされていた。	R . .	R . .	R . .
				-	13. 施工管理について、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。			
				-	14. 14-①監督員からの指示等に適切な対応がなされず、監督員が文書(改造や改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。 14-②発注者指定型のICT活用工事において、 <u>実施すべき5つのプロセスのうち、ひとつ以上</u> が実施されなかった。(受注者の責に <u>よらない場合を除く</u> )			
				-	15. 定められた工事材料の検査義務を怠り、監督員の指摘により破壊検査を行った。			
				-	16. 監督員の承諾を受けた工事材料と違う材料が現場で使用されていた。			
				-	17. 監督員からの指示等に適切な対応がなされず、監督員が文書(改造や改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。			
※別紙-5「施工プロセス」のチェックリストを兼ねる。								
<b>12 / 12 = 100%</b>								
改 正	2.施工状況	I. 施工管理  総合判定  <b>a</b>  a  100%	a, b, c, d	○	1. 工事請負契約約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、書面による手続きを行っていた。			
				○	2. 施工計画書は、設計図書内容及び現場条件を反映したもとなっていた。			
				○	3. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に管理されていた。			
				○	4. 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含めて提出していた。			
				○	5. 工事材料の資料の整理及び確認がなされ、適正に管理されていた。	R . .	R . .	R . .
				○	6. 工事材料の品質に影響がないよう保管していた。	R . .	R . .	R . .
				○	7. 工事記録(日報、工事記録写真等)の整備が適時、的確になされていた。			
				○	8. 段階確認の手続きが事前になされると共に、確認時期の設定が適切であった。			
				○	9. 出来形管理が設計図書及び施工計画書に基づき適時、的確に行われていた。			
				○	10. 品質管理が設計図書及び施工計画書に基づき適時、的確に行われていた。			
				○	11. 工事内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書が提出されていた。			
				○	12. 現場内での資材・機材・仮設物等の整理整頓が日常的になされていた。	R . .	R . .	R . .
				-	13. 施工管理について、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。			
				-	14. 14-①監督員からの指示等に適切な対応がなされず、監督員が文書(改造や改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。 14-②発注者指定型のICT活用工事において、 <u>選択したプロセス</u> が実施されなかった。(受注者の責に <u>よる場合</u> )			
				-	15. 定められた工事材料の検査義務を怠り、監督員の指摘により破壊検査を行った。			
				-	16. 監督員の承諾を受けた工事材料と違う材料が現場で使用されていた。			
				-	17. 監督員からの指示等に適切な対応がなされず、監督員が文書(改造や改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。			
※別紙-5「施工プロセス」のチェックリストを兼ねる。								
<b>12 / 12 = 100%</b>								

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

(令和 年4月1日以降適用)

別紙-1④		(第1評定者)				
審査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、c,d,e判定を「-」「該当」から選択)	関係法令	確認日 (プロセスチェック)	
2.施工状況	II. 工程管理	a, b, c, d  総合判定 <b>a</b>  100%  c判定  d判定  e判定	○	1. 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成していた。また現場事務所での工程管理が、工程表やパソコン等を用いて日常的に把握されていた。	R . . .	R . . .
			○	2. 工程の管理について監督員との協議が密になされ、かつ記録が整備されていた。		
			○	3. フォローアップ等を定期的に実施して工程の管理を行っており、その記録が整備されていた。		
			○	4. 現場条件の変更への対応が積極的に処理が早く、施工の停滞が見られなかった。		
			○	5. 工事内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更工程表が提出されていた。		
			○	6. 時間制限・片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず、工程への影響を最小限としていた。		
			-	7. 工程管理について、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。		
			-	8-①自主的な工程管理がなされず、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。 8-②週休2日 <u>確保モデル</u> 工事(発注者指定型)において、4週8休以上の休日を確保できなかった。(受注者の責に <u>よらない場合を除く</u> )		
			-	9. 請負者の責めにより工期内に工事を完成させなかった。		
			-	10. 自主的な工程管理がなされず、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった		
<p>※別紙-5「施工プロセス」のチェックリストを兼ねる。</p> <p>該当項目が90%程度以上 a(工程管理が特に優れている) 該当項目が80%~90%程度 b(工程管理が優れている) 該当項目が60%~80%程度 又は c判定項目に該当がある場合 c(他の事項に該当しない) 該当項目が60%程度未満 又は d判定項目に該当がある場合 d(工程管理がやや不備である) e判定項目に該当がある場合 e(工程管理が不備である)</p> <p>※評価対象項目数が2項目以下の場合 c 評価以下とする。</p>						
<p>6 / 6 = 100%</p>						

現  
行

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

(令和 年4月1日以降適用)

別紙-1④		(第1評定者)				
審査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、c,d,e判定を「-」「該当」から選択)	関係法令	確認日 (プロセスチェック)	
2.施工状況	II. 工程管理	a, b, c, d  総合判定 <b>a</b>  100%  c判定  d判定  e判定	○	1. 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成していた。また現場事務所での工程管理が、工程表やパソコン等を用いて日常的に把握されていた。	R . . .	R . . .
			○	2. 工程の管理について監督員との協議が密になされ、かつ記録が整備されていた。		
			○	3. フォローアップ等を定期的に実施して工程の管理を行っており、その記録が整備されていた。		
			○	4. 現場条件の変更への対応が積極的に処理が早く、施工の停滞が見られなかった。		
			○	5. 工事内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更工程表が提出されていた。		
			○	6. 時間制限・片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず、工程への影響を最小限としていた。		
			-	7. 工程管理について、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。		
			-	8-①自主的な工程管理がなされず、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。 8-②週休2日 <u>確保モデル</u> 工事(発注者指定型)において、4週8休以上の休日を確保できなかった。(受注者の責に <u>よる場合、ただし、要領の除外規定に合致する場合は除く。※週休2日工事とは、週休2日確保モデル工事、週休2日交替制工事、完全週休2日工事をいう。)</u>		
			-	9. 請負者の責めにより工期内に工事を完成させなかった。		
			-	10. 自主的な工程管理がなされず、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった		
<p>※別紙-5「施工プロセス」のチェックリストを兼ねる。</p> <p>該当項目が90%程度以上 a(工程管理が特に優れている) 該当項目が80%~90%程度 b(工程管理が優れている) 該当項目が60%~80%程度 又は c判定項目に該当がある場合 c(他の事項に該当しない) 該当項目が60%程度未満 又は d判定項目に該当がある場合 d(工程管理がやや不備である) e判定項目に該当がある場合 e(工程管理が不備である)</p> <p>※評価対象項目数が2項目以下の場合 c 評価以下とする。</p>						
<p>6 / 6 = 100%</p>						

改  
正



建築用		(新)工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト				(令和5年4月1日以降適用)		
別紙-1(4)						営繕用(建築・電気・機械) (第1評定者)		
審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、c,d,e判定を「-」「該当」から選択)		関係法令	確認日(プロセスチェック)		
2.施工状況	II. 工程管理	a, b, c, d	○	1. 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成していた。また現場事務所での工程管理が、工程表やパソコン等を用いて日常的に把握されていた。		R . .	R . .	R . .
			○	2. 工程の管理について監督員との協議が密になされ、かつ記録が整備されていた。				
			○	3. フォローアップ等を定期的に実施して工程の管理を行っており、その記録が整備されていた。				
			○	4. 現場条件の変更への対応が積極的に処理が早く、施工の停滞が見られなかった。				
			○	5. 工事内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更工程表が提出されていた。				
			○	6. 時間制限・片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず、工程への影響を最小限としていた。				
			-	7. 工程管理について、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。				
			-	8-①自主的な工程管理がなされず、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。 8. 8-②週休2日(促進工事(発注者指定型))において、4週8休以上の休日を確保できなかった。(受注者の責に <u>よらない場合を除く</u> )				
			-	9. 請負者の責めにより工期内に工事を完成させなかった。				
			-	10. 自主的な工程管理がなされず、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった				
該当項目が90%程度以上 a(工程管理が特に優れている) 該当項目が80%~90%程度 b(工程管理が優れている) 該当項目が60%~80%程度 又は c判定項目に該当がある場合 c(他の事項に該当しない) 該当項目が60%程度未満 又は d判定項目に該当がある場合 d(工程管理がやや不備である) e判定項目に該当がある場合 e(工程管理が不備である) ※評価対象項目数が2項目以下の場合 c 評価以下とする。		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     6 / 6 = 100%                 </div>		※別紙-5「施工プロセス」のチェックリストを兼ねる。				

営繕用		(新)工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト				(令和6年4月1日以降適用)		
別紙-1(4)-1						営繕用(建築・電気・機械) (第1評定者)		
審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、c,d,e判定を「-」「該当」から選択)		関係法令	確認日(プロセスチェック)		
2.施工状況	II. 工程管理	a, b, c, d	○	1. 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成していた。また現場事務所での工程管理が、工程表やパソコン等を用いて日常的に把握されていた。		R . .	R . .	R . .
			○	2. 工程の管理について監督員との協議が密になされ、かつ記録が整備されていた。				
			○	3. フォローアップ等を定期的に実施して工程の管理を行っており、その記録が整備されていた。				
			○	4. 現場条件の変更への対応が積極的に処理が早く、施工の停滞が見られなかった。				
			○	5. 工事内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更工程表が提出されていた。				
			○	6. 時間制限・片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず、工程への影響を最小限としていた。				
			-	7. 工程管理について、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。				
			-	8-①自主的な工程管理がなされず、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。 8. 8-②週休2日( )工事(発注者指定型)において、4週8休以上の休日を確保できなかった。(受注者の責に <u>よる場合、ただし、要領の除外規定に合致する場合は除く。※週休2日工事とは、週休2日確保モデル工事、週休2日交替制工事、完全週休2日工事をいう。</u> )				
			-	9. 請負者の責めにより工期内に工事を完成させなかった。				
			-	10. 自主的な工程管理がなされず、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった				
該当項目が90%程度以上 a(工程管理が特に優れている) 該当項目が80%~90%程度 b(工程管理が優れている) 該当項目が60%~80%程度 又は c判定項目に該当がある場合 c(他の事項に該当しない) 該当項目が60%程度未満 又は d判定項目に該当がある場合 d(工程管理がやや不備である) e判定項目に該当がある場合 e(工程管理が不備である) ※評価対象項目数が2項目以下の場合 c 評価以下とする。		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     6 / 6 = 100%                 </div>		※別紙-5「施工プロセス」のチェックリストを兼ねる。				

【福島県請負工事成績評定要綱の運用】新旧対照

		(新)工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト				(令和6年4月1日以降適用)						
土木用									(第1評定者)			
別紙-1⑤												
審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、c,d,e判定を「-」「該当」から選択)				関係法令	確認日(プロセスチェック)				
現 行	2.施工状況	III. 安全対策	a, b, c, d	総合判定 <b>a</b>	判定 <b>a</b>	100%	<input type="radio"/>	1. 施工計画書では安全管理に関し、作業主任者・作業指揮者・有資格者・誘導員・監視員を選任し、指揮命令系統について具体的に記載されていた。				
							<input type="radio"/>	2. 安全教育・訓練等を半日/月以上適時、的確に実施し、記録が整備されていた。				
							<input type="radio"/>	3. 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されていた。				
							<input type="radio"/>	4. 社内パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されていた。				
							<input type="radio"/>	5. 日々の安全パトロール、TBM、KY等を実施し、記録が整備されていた。				
							<input type="radio"/>	6. 過積載防止に取り組む姿勢が見られた。	道路交通法	R . .	R . .	R . .
							<input type="radio"/>	7. 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されていた。				
							<input type="radio"/>	8. 交通誘導員は、共通仕様書に示す資格を持っている者を配置していた。				
							<input type="radio"/>	9. 工事現場における工事看板・標識・保安施設等の設置・管理が的確でありよく整備されていた。				
							<input type="radio"/>	10. 地下埋設物に関する設計図書の内容を把握すると共に、地下埋設物が予想される場所で、埋設物の有無について道路管理者、埋設物管理者に対して確認が行われていた。				
							<input type="radio"/>	11. 架空線等に関する事故防止策に取り組んでいた。				
							<input type="radio"/>	12. 異常気象時に安全パトロールを速やかに実施するなど対応が十分とられていた。				
							<input type="radio"/>	13. 始業時前の切土法面の点検を実施していた。				
							<input type="radio"/>	14. 道路作業上での歩行者、車両等の誘導を適切に行っていることが確認できた。		R . .	R . .	R . .
							<input type="radio"/>	15. 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置が実施されていた。				
							<input type="radio"/>	16. 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されていた。				
							<input type="radio"/>	17. 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されていた。				
							<input type="radio"/>	18. 路肩、のり肩等危険な場所での作業の有無及び建設機械と人の同時作業の有無を事前に把握して、立入禁止箇所の特定・立入禁止措置を行い、誘導員・監視員を配備していた。				
							<input type="radio"/>	19. 工事期間を通じて、当該現場に労働災害及び公衆災害を発生させなかった。				
							<input type="radio"/>	20. 現場の安全対策について、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。				
							<input type="radio"/>	21. 現場の安全対策について、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。				
							<input type="radio"/>	22. 入札参加資格制限措置を受けるなど、安全対策の不備により重大な事故等を生じた。				
							<input type="radio"/>	23. 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。				
							<input type="radio"/>	24. 現場の安全対策について、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。				
※別紙-5「施工プロセス」のチェックリストを兼ねる。												
<b>19 / 19 =100%</b>												
改 正	2.施工状況	III. 安全対策	a, b, c, d	総合判定 <b>a</b>	判定 <b>a</b>	100%	<input type="radio"/>	1. 施工計画書では安全管理に関し、作業主任者・作業指揮者・有資格者・誘導員・監視員を選任し、指揮命令系統について具体的に記載されていた。				
							<input type="radio"/>	2. 安全教育・訓練等を半日/月以上適時、的確に実施し、記録が整備されていた。				
							<input type="radio"/>	3. 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されていた。				
							<input type="radio"/>	4. 社内パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されていた。				
							<input type="radio"/>	5. 日々の安全パトロール、TBM、KY等を実施し、記録が整備されていた。				
							<input type="radio"/>	6. 過積載防止に取り組む姿勢が見られた。	道路交通法	R . .	R . .	R . .
							<input type="radio"/>	7. 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されていた。				
							<input type="radio"/>	8. 交通誘導員は、共通仕様書に示す資格を持っている者を配置していた。				
							<input type="radio"/>	9. 工事現場における工事看板・標識・保安施設等の設置・管理が的確でありよく整備されていた。				
							<input type="radio"/>	10. 地下埋設物に関する設計図書の内容を把握すると共に、地下埋設物が予想される場所で、埋設物の有無について道路管理者、埋設物管理者に対して確認が行われていた。				
							<input type="radio"/>	11. 架空線等に関する事故防止策に取り組んでいた。				
							<input type="radio"/>	12. 異常気象時に安全パトロールを速やかに実施するなど対応が十分とられていた。				
							<input type="radio"/>	13. 始業時前の切土法面の点検を実施していた。				
							<input type="radio"/>	14. 道路作業上での歩行者、車両等の誘導を適切に行っていることが確認できた。		R . .	R . .	R . .
							<input type="radio"/>	15. 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置が実施されていた。				
							<input type="radio"/>	16. 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されていた。				
							<input type="radio"/>	17. 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されていた。				
							<input type="radio"/>	18. 路肩、のり肩等危険な場所での作業の有無及び建設機械と人の同時作業の有無を事前に把握して、立入禁止箇所の特定・立入禁止措置を行い、誘導員・監視員を配備していた。				
							<input type="radio"/>	19. 工事期間を通じて、当該現場に労働災害及び公衆災害を発生させなかった。				
							<input type="radio"/>	20. 現場の安全対策について、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。				
							<input type="radio"/>	21. 現場の安全対策について、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。				
							<input type="radio"/>	22. 入札参加資格制限措置を受けるなど、安全対策の不備により重大な事故等を生じた。				
							<input type="radio"/>	23. 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。				
							<input type="radio"/>	24. 現場の安全対策について、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。				
※別紙-5「施工プロセス」のチェックリストを兼ねる。												
<b>19 / 19 =100%</b>												

		(新)工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト		(令和2年4月1日以降適用)	
		別紙-1⑥		(第1評定者)	
審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、c,d,e判定を「-」「該当」から選択)		
現 行	2.施工状況	IV. 対外関係  a  総合判定	a, b, c, d	○	1. 工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整して工事を停滞させなかった。
			a	○	2. 工事施工にあたり、地元との適切な調整を行っていた。
			a	○	3. 地域住民の意向又は要望をとりまとめ、監督員と協議・調整した記録があった。
			判定	○	4. 隣接工事又は、施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行って工事全体の円滑な進捗に寄与していた。
			判定	○	5. 現場内の作業で、近隣住民に迷惑をかける行為がなかった。
			100%	○	6. 工事の目的及び内容が工事看板等により地域住民や通行者等にわかりやすく周知されていた。
			判定	○	7. 苦情があった場合、的確に対応して良好な対外関係が築かれた。
			c判定	-	8. 対外関係について、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。
			d判定	-	9. 請負者の対応に対する苦情が多い。または対応が悪くトラブルに発展した。
			d判定	-	10. 対外関係について、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。
			e判定	-	11. 関連工事との調整に適切さを欠き、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。
			<p>該当項目が90%程度以上 a(対外関係が適切であった) 該当項目が80%~90%程度 b(対外関係がほぼ適切であった) 該当項目が60%~80%程度 又は c判定項目に該当がある場合 c(他の事項に該当しない) 該当項目が60%程度未満 又は d判定項目に該当がある場合 d(対外関係がやや不備であった) e判定項目に該当がある場合 e(対外関係が不備であった)</p> <p>※評価対象項目数が2項目以下の場合 c 評価以下とする。</p>		7 / 7 = 100%
改 正	2.施工状況	IV. 対外関係  a  総合判定	a, b, c, d	○	1. 工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整して工事を停滞させなかった。
			a	○	2. 工事施工にあたり、地元との適切な調整を行っていた。
			a	○	3. 地域住民の意向又は要望をとりまとめ、監督員と協議・調整した記録があった。
			判定	○	4. 隣接工事又は、施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行って工事全体の円滑な進捗に寄与していた。
			判定	○	5. 現場内の作業で、近隣住民に迷惑をかける行為がなかった。
			100%	○	6. 工事の目的及び内容が工事看板等により地域住民や通行者等にわかりやすく周知されていた。
			判定	○	7. 苦情があった場合、的確に対応して良好な対外関係が築かれた。
			c判定	-	8. 対外関係について、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。
			d判定	-	9. 請負者の対応に対する苦情が多い。または対応が悪くトラブルに発展した。
			d判定	-	10. 対外関係について、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。
			e判定	-	11. 関連工事との調整に適切さを欠き、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。
			<p>該当項目が90%程度以上 a(対外関係が適切であった) 該当項目が80%~90%程度 b(対外関係がほぼ適切であった) 該当項目が60%~80%程度 又は c判定項目に該当がある場合 c(他の事項に該当しない) 該当項目が60%程度未満 又は d判定項目に該当がある場合 d(対外関係がやや不備であった) e判定項目に該当がある場合 e(対外関係が不備であった)</p> <p>※評価対象項目数が2項目以下の場合 c 評価以下とする。</p>		7 / 7 = 100%

		(新)工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト				(令和4年4月1日以降適用)	
土木用						(第1評定者)	
別紙-1⑦							
審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(a,b,c判定いずれかに「○」、d,e判定に「-」「該当」から選択)				
3.出来形及び出来ばえ	I. 出来形 総合判定 <b>a</b>	a, b, c判定	○	a.	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、測定点数の8割以上が規格値の50%以内であった。	① 出来形の評定は、測定値が10点以上で出来形管理図表の作成が必要な工種のみとする。全ての工種で測定値が10点未満の場合は全ての判定項目「-」とする。 ※なお、測定値が10点以上あるにもかかわらず、出来形管理図表の作成に漏れがあった場合は評価判定できないため「C」評価とすること。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事事務物の形状寸法である。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。 ※ばらつきの判定は別紙-4参照	
			-	b.	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、測定点数の8割以上が規格値の80%以内であった。		
			-	c.	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。		
		d, e判定	-	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。			
			-	d.	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い、改善された。		
			-	e.	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行ったが、改善されなかった。		
-	e.	契約約款第17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。					
別紙-1⑧							
審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(a,b,c判定いずれかに「○」、d,e判定に「-」「該当」から選択)				
3.出来形及び出来ばえ	II. 品質 総合判定 <b>a</b>	a, b, c判定	○	a.	品質関係の試験結果が試験項目、試験基準、規格値を満足し、測定点数の8割以上が規格値の50%以内であった。	① 品質の評定は、工事全般を通したものとす。 ② 品質とは、設計図書に示された工事事務物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。 ※ばらつきの判定は別紙-4参照	
			-	b.	品質関係の試験結果が試験項目、試験基準、規格値を満足し、測定点数の8割以上が規格値の80%以内であった。		
			-	c.	品質関係の試験結果が試験項目、試験基準、規格値を満足し、a及びbに該当しない。		
		d, e判定	-	品質管理の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。			
			-	d.	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い、改善された。		
			-	e.	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行ったが、改善されなかった。		
-	e.	契約約款第17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。					
農林用・土木用		(新)工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト				(令和6年4月1日以降適用)	
別紙-1⑦						(第1評定者)	
審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(a,b,c判定いずれかに「○」、d,e判定に「-」「該当」から選択)				
3.出来形及び出来ばえ	I. 出来形 総合判定 <b>a</b>	a, b, c判定	○	a.	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、測定点数の8割以上が規格値の50%以内であった。	① 出来形の評定は、測定値が10点以上で出来形管理図表の作成が必要な工種のみとする。全ての工種で測定値が10点未満の場合は全ての判定項目「-」とする。 ※なお、測定値が10点以上あるにもかかわらず、出来形管理図表の作成に漏れがあった場合は評価判定できないため「C」評価とすること。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事事務物の形状寸法である。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。 ※ばらつきの判定は別紙-4参照	
			-	b.	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、測定点数の8割以上が規格値の80%以内であった。		
			-	c.	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。		
		d, e判定	-	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。			
			-	d.	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い、改善された。		
			-	e.	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行ったが、改善されなかった。		
-	e.	契約約款第17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。					
<b>削除</b>							
別紙-1⑧							
審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(a,b,c判定いずれかに「○」、d,e判定に「-」「該当」から選択)				
3.出来形及び出来ばえ	II. 品質 総合判定 <b>a</b>	a, b, c判定	○	a.	品質関係の試験結果が試験項目、試験基準、規格値を満足し、測定点数の8割以上が規格値の50%以内であった。	① 品質の評定は、工事全般を通したものとす。 ② 品質とは、設計図書に示された工事事務物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。 ※ばらつきの判定は別紙-4参照	
			-	b.	品質関係の試験結果が試験項目、試験基準、規格値を満足し、測定点数の8割以上が規格値の80%以内であった。		
			-	c.	品質関係の試験結果が試験項目、試験基準、規格値を満足し、a及びbに該当しない。		
		d, e判定	-	品質管理の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。			
			-	d.	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い、改善された。		
			-	e.	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行ったが、改善されなかった。		
-	e.	契約約款第17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。					

【福島県請負工事成績評定要綱の運用】新旧対照

		(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト		(令和1年4月1日以降適用)		
営繕用(建築)		別紙-1⑨		営繕用(建築) (第1評定者)		
審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(a,b,c判定に「○」「×」、d,e判定に「-」「該当」から選択)			
現 行	3. 出来形及び出来ばえ 総合判定 <b>a</b>	I. 出来形 a, b, c 判定 a 4	<input type="radio"/>	1. 設計図書に基づく出来形値が適切にまとめられており、確認できる。	a: 出来形の形状寸法及び機材(部材)の設置状態が良好で、左記の4項目以上に該当するもの。 b: 出来形の形状寸法及び機材(部材)の設置状態が適切で、左記の2項目以上に該当するもの。 c: 出来形の形状寸法及び機材(部材)の設置状態が適切で、a及びbに該当しないもの。	
			<input type="radio"/>	2. 出来形管理に創意工夫がある。		
			<input type="radio"/>	3. 自社の管理目標値を設定して、適切に管理している。		
			<input type="radio"/>	4. 「工事写真の撮影要領」に基づき写真管理が適切であり、不可視部分の出来形も写真で的確に判断でき		
			<input type="radio"/>	5. その他(理由: )		
		d, e 判定 -	↓ d,e評価	<input type="radio"/>	d. 出来形が不明確で契約約款17条1項による監督員の修補の指示を行い、改善された。	
			<input type="radio"/>	e. 出来形が不明確で契約約款17条1項による監督員の修補の指示を行ったが、改善されなかった。		
			<input type="radio"/>	e. 契約約款17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。		
			<input type="radio"/>			
			<input type="radio"/>			
現 行	3. 出来形及び出来ばえ 総合判定 <b>a</b>	II. 品質 a, b, c 判定 a 100%	<b>(躯体工事)</b>			a: 該当項目が90%程度以上 b: 該当項目が80%~90%程度 c: 該当項目が80%程度未満
			<input type="radio"/>	1. 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。		
			<input type="radio"/>	2. 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。		
			<input type="radio"/>	3. 材料の品質証明が適切である。		
			<input type="radio"/>	4. 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。		
			<input type="radio"/>	5. 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。		
			<input type="radio"/>	6. 不可視部分の写真記録が適切である。		
			<input type="radio"/>	7. その他(理由: )		
			<input type="radio"/>	該当なし		
			<b>(仕上工事)</b>			
<input type="radio"/>	8. 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。					
<input type="radio"/>	9. 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。					
<input type="radio"/>	10. 材料の品質証明が適切である。					
<input type="radio"/>	11. 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。					
<input type="radio"/>	12. 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。					
<input type="radio"/>	13. その他(理由: )					
<input type="radio"/>	該当なし					
<b>(確認事項)</b>						
<input type="radio"/>	14. 品質管理方法が明確である。					
<input type="radio"/>	15. 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。					
<input type="radio"/>	16. 材料の品質証明が適切である。					
<input type="radio"/>	17. 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。					
<input type="radio"/>	18. 品質・形状が適切で良好な施工である。					
<input type="radio"/>	19. その他(理由: )					
<input type="radio"/>	20. その他(理由: )					
d, e 判定 -	↓ d,e評価	<input type="radio"/>	d. 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い、改善された。			
	<input type="radio"/>	e. 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行ったが、改善されなかった。				
	<input type="radio"/>	e. 契約約款第17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。				
	<input type="radio"/>					
	<input type="radio"/>					
		<b>削 除</b>				
改 正	3. 出来形及び出来ばえ 総合判定 <b>a</b>	II. 品質 a, b, c 判定 a 100%	<b>(躯体工事)</b>			a: 該当項目が90%程度以上 b: 該当項目が80%~90%程度 c: 該当項目が80%程度未満
			<input type="radio"/>	1. 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。		
			<input type="radio"/>	2. 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。		
			<input type="radio"/>	3. 材料の品質証明が適切である。		
			<input type="radio"/>	4. 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。		
			<input type="radio"/>	5. 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。		
			<input type="radio"/>	6. 不可視部分の写真記録が適切である。		
			<input type="radio"/>	7. その他(理由: )		
			<input type="radio"/>	該当なし		
			<b>(仕上工事)</b>			
<input type="radio"/>	8. 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。					
<input type="radio"/>	9. 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。					
<input type="radio"/>	10. 材料の品質証明が適切である。					
<input type="radio"/>	11. 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。					
<input type="radio"/>	12. 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。					
<input type="radio"/>	13. その他(理由: )					
<input type="radio"/>	該当なし					
<b>(確認事項)</b>						
<input type="radio"/>	14. 品質管理方法が明確である。					
<input type="radio"/>	15. 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。					
<input type="radio"/>	16. 材料の品質証明が適切である。					
<input type="radio"/>	17. 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。					
<input type="radio"/>	18. 品質・形状が適切で良好な施工である。					
<input type="radio"/>	19. その他(理由: )					
<input type="radio"/>	20. その他(理由: )					
d, e 判定 -	↓ d,e評価	<input type="radio"/>	d. 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い、改善された。			
	<input type="radio"/>	e. 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行ったが、改善されなかった。				
	<input type="radio"/>	e. 契約約款第17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。				
	<input type="radio"/>					
	<input type="radio"/>					
				<b>11 / 11 =100%</b>		

営繕用(電気通信)		(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト		(令和2年4月1日以降適用)		
別紙-1⑩		評価対象項目(a,b,c判定に「○」「×」、d,e判定に「-」「該当」から選択)		営繕用(電気通信) (第1評定者)		
現 行	3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 総合判定 <b>a</b>	a, b, c 判定	○ 1. 設計図書に基づく出来形値が適切にまとめられており、確認できる。	a: 出来形の形状寸法及び機材(部材)の設置状態が良好で、左記の4項目以上に該当するもの。 b: 出来形の形状寸法及び機材(部材)の設置状態が適切で、左記の2項目以上に該当するもの。 c: 出来形の形状寸法及び機材(部材)の設置状態が適切で、a及びbに該当しないもの。	
			a	○ 2. 出来形管理に創意工夫がある。		
			4	○ 3. 自社の管理目標値を設定して、適切に管理している。		
			4	○ 4. 「工事写真の撮影要領」に基づき写真管理が適切であり、不可視部分の出来形も写真で的確に判断できる。		
			4	- 5. その他(理由: )		
			d, e 判定	-		※配線・支持材、機器の納まり等について審査する。 ↓ d, e評価
			-	-		d. 出来形が不明確で契約約款17条1項による監督員の修補の指示を行い、改善された。
			-	-		e. 出来形が不明確で契約約款17条1項による監督員の修補の指示を行ったが、改善されなかった。
			-	-		e. 契約約款17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。
			-	-		e. 契約約款17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。
改 正	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 総合判定 <b>a</b>	a, b, c 判定	(機材) ○ 1. 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が設備されている。	6項目以上が該当・・・a 4項目以上が該当・・・b 2項目以上が該当・・・c 1項目以下・・・d	
			a	○ 2. 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。		
			7	(施工) ○ 3. 品質計画による品質管理記録が整備されている。		
			7	○ 4. 施工品質及び形状が適切で良好な施工である。		
			7	○ 5. 施工完了時の試験及び記録が適切である。		
			7	○ 6. 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が設備されている。		
			7	○ 7. 不可視部分の写真記録が適切である。		
			7	- 8. その他(理由: )		
			7	- 9. その他(理由: )		
			d, e 判定	-		↓ d,e評価
-	-	d. 品質管理項目が不十分で要求品質の確保が不明確である。				
-	-	d. 部位に不適切な材料を使用している。				
-	-	d. 品質管理が不良で監督員による修補の指示を行い、改善された。				
-	-	e. 品質管理が不良で監督員による修補の指示を行ったが、改善されなかった。				
-	-	e. 契約書17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。				

**削 除**

【福島県請負工事成績評定要綱の運用】新旧対照

営繕用(機械) 別紙-1①		(新)工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト		(令和1年4月1日以降適用)	
審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(a,b,c判定に「○」「×」、d,e判定に「-」「該当」から選択)		
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形 総合判定 <b>a</b>	a, b, c 判定 a 5	○	1. 機器、機具類の配置、納まりが良い。	a: 出来形の形状寸法及び機材(部材)の設置状態が良好で、左記の4項目以上に該当するもの。 b: 出来形の形状寸法及び機材(部材)の設置状態が適切で、左記の3項目以上に該当するもの。 c: 出来形の形状寸法及び機材(部材)の設置状態が適切で、a及びbに該当しないもの。
			○	2. 配管、ダクト、配線等の配置、納まりが良い。	
			○	3. 配管、ダクト等の支持、勾配等が良好である。	
			○	4. 保安空間、保守空間の確保、据付の安全性への配慮がある。	
			○	5. 全体的な製作精度、据付精度、出来ばえ等が良好である。	
			-	6. その他(理由: )	
	d, e 判定 -	↓ d,e評価		-	d. 出来形が不明確で契約約款17条1項による監督員の修補の指示を行い、改善された。
				-	e. 出来形が不明確で契約約款17条1項による監督員の修補の指示を行ったが、改善されなかった。
				-	e. 契約約款17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。
				-	
別紙-1①					
審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(a,b,c判定に「○」「×」、d,e判定に「-」「該当」から選択)		
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 総合判定 <b>a</b>	a, b, c 判定 a 5	【確認項目】		
			○	1. 機材等の品質、性能、形状の設計図書との適合性及び証明書類の整備 機器、機械単体品、器具類、材料、部品類 設備システム全体の機能・性能	4項目以上が該当・・・a 3項目以上が該当・・・b 2項目以上が該当・・・c 1項目以下・・・・・・・d
			○	2. 据付の状態 据付の精度・強度・耐久性 騒音、振動等 保温、防露、塗装等の仕様	
			○	3. 試験調整・現地試運転の状況及び記録書類の整備 性能確認、チェック項目確認 流量、温度等の調整状態 自動制御装置、安全・保護装置、その他装置の作動・調整状態 必要な試験記録、証明書類の整備	
			○	4. 操作性、保守維持管理性 運転操作性、メンテナンス性 完成図書の整備	
			○	5. 安全性 機能的な安全性の確保	
	-	6. その他(理由: )			
	d, e 判定 -	↓ d,e評価		-	d. 品質管理項目が不十分で要求品質の確保が不明確である。
				-	d. 部位に不適切な材料を使用している。
				-	d. 品質管理が不良で随所に修補の指示を行い、改善された。
		-	e. 品質管理が不良で随所に修補の指示を行ったが、改善されなかった。		
		-	e. 契約書17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。		
<b>削 除</b>					
審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(a,b,c判定に「○」「×」、d,e判定に「-」「該当」から選択)		
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 総合判定 <b>a</b>	a, b, c 判定 a 5	【確認項目】		
			○	1. 機材等の品質、性能、形状の設計図書との適合性及び証明書類の整備 機器、機械単体品、器具類、材料、部品類 設備システム全体の機能・性能	4項目以上が該当・・・a 3項目以上が該当・・・b 2項目以上が該当・・・c 1項目以下・・・・・・・d
			○	2. 据付の状態 据付の精度・強度・耐久性 騒音、振動等 保温、防露、塗装等の仕様	
			○	3. 試験調整・現地試運転の状況及び記録書類の整備 性能確認、チェック項目確認 流量、温度等の調整状態 自動制御装置、安全・保護装置、その他装置の作動・調整状態 必要な試験記録、証明書類の整備	
			○	4. 操作性、保守維持管理性 運転操作性、メンテナンス性 完成図書の整備	
			○	5. 安全性 機能的な安全性の確保	
	-	6. その他(理由: )			
	d, e 判定 -	↓ d,e評価		-	d. 品質管理項目が不十分で要求品質の確保が不明確である。
				-	d. 部位に不適切な材料を使用している。
				-	d. 品質管理が不良で随所に修補の指示を行い、改善された。
		-	e. 品質管理が不良で随所に修補の指示を行ったが、改善されなかった。		
		-	e. 契約書17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。		

【福島県請負工事成績評定要綱の運用】新旧対照

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

(令和5年4月1日以降適用)

(第1評定者)

現

行

別紙-1⑫	審査項目	細別	創意工夫キーワード一覧表(該当項目の「○」を選択)	配点	
5. 創意工夫	1. 創意工夫 キーワード評価	準備・後片づけ関係	1. 測量・位置出しにおける工夫		
			2. その他(理由: )		
		施工関係	3. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整の工夫		
			4. コンクリート二次製品等の代替材の利用に関する工夫		
			5. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫		
			6. 部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法等の工夫		
			7. 設備工事で、加工、組立等の工夫又は、電気工事の配線、配管等での工夫		
			8. 給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫		
			9. 照明などの視界の確保等に関する工夫		
			10. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫		
			11. 運搬車両・施工機械等の工夫		
			12. 支保工、型枠工、足場工及び仮棧橋、覆工板、山留め等の仮設工関係の工夫		
			13. 施工管理及び品質向上等の工夫		
			14. その他(理由: )		
			品質関係	15. 土工、設備、電気等の品質向上に関する工夫	
			16. コンクリートの打設関係の工夫(材料、打設、養生、出来形・品質等)		
			17. 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫		
			18. 配筋・溶接作業等に関する工夫		
			19. その他(理由: )		
			安全衛生関係	20. 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)	
			21. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫		
			22. 現場事務所、労務者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫		
			23. 有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫		
			24. 供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫		
			25. 作業環境が厳しい現場での環境改善等の工夫		
			26. その他(理由: )		
			施工管理関係	27. 盛土の締固め、場所打ち杭や既成杭の施工高さ等の施工に関する工夫	
			28. 施工計画書及び写真管理等の工夫		
			29. 出来形、品質との計測関係等の工夫、及び集計、管理図等の工夫		
			30. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用		
			31. 情報化施工技術を活用した工事(使用原則化工事を除く)		
			32. ICT活用工事を実施	配点	全プロセス実施型: 2点 プロセス選択型: 1点
			33. その他(理由: )		
	担い手育成関係	34. ふくしまME(メンテナンスエキスパート)資格者が現場に従事した。(現場代理人・主任(監理)技術者に限る。)	配点	2	
	35. その他(理由: )				
	その他	36. 電子納品を実施した。			
	37. 週休2日確保モデル工事において、4週8休以上の休日を確保した。(土木工事においては受注者希望型の場合2点、発注者指定型の場合4点、港湾・漁港工事においては、受注者希望型及び発注者指定型の場合で1点に2点)	配点	2または4		
	38. 建設キャリアアップシステム活用工事を実施し、実施要領の全ての評価基準を達成している。	配点	2		
	39. その他(理由: )				
	評価点	5点			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。</li> <li>・加点は+5点~0点の範囲とする。(配点2の項目を3つ実施した場合も最大5点とする。)</li> <li>・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。</li> <li>・1項目1点を目安とするが、内容によっては最大2点までの点数を与えてもよい。</li> <li>・総合評価における技術提案または各種管理計画等が履行され、その実施内容が評価基準に該当する場合は、加点評価の対象となる。</li> </ul>					
<p>記述評価【創意工夫の詳細評価】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述</p>					

改

正

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

(令和6年4月1日以降適用)

(第1評定者)

別紙-1⑧	審査項目	細別	創意工夫キーワード一覧表(該当項目の「○」を選択)	配点	
5. 創意工夫	1. 創意工夫 キーワード評価	準備・後片づけ関係	1. 測量・位置出しにおける工夫		
			2. その他(理由: )		
		施工関係	3. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整の工夫		
			4. コンクリート二次製品等の代替材の利用に関する工夫		
			5. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫		
			6. 部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法等の工夫		
			7. 設備工事で、加工、組立等の工夫又は、電気工事の配線、配管等での工夫		
			8. 給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫		
			9. 照明などの視界の確保等に関する工夫		
			10. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫		
			11. 運搬車両・施工機械等の工夫		
			12. 支保工、型枠工、足場工及び仮棧橋、覆工板、山留め等の仮設工関係の工夫		
			13. 施工管理及び品質向上等の工夫		
			14. その他(理由: )		
			品質関係	15. 土工、設備、電気等の品質向上に関する工夫	
			16. コンクリートの打設関係の工夫(材料、打設、養生、出来形・品質等)		
			17. 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫		
			18. 配筋・溶接作業等に関する工夫		
			19. その他(理由: )		
			安全衛生関係	20. 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)	
			21. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫		
			22. 現場事務所、労務者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫		
			23. 有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫		
			24. 供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫		
			25. 作業環境が厳しい現場での環境改善等の工夫		
			26. その他(理由: )		
			施工管理関係	27. 盛土の締固め、場所打ち杭や既成杭の施工高さ等の施工に関する工夫	
			28. 施工計画書及び写真管理等の工夫		
			29. 出来形、品質との計測関係等の工夫、及び集計、管理図等の工夫		
			30. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用		
			31. 情報化施工技術を活用した工事(使用原則化工事を除く)		
			32. ICT活用工事を実施	配点	全てのプロセスを選択して実施: 2点 一部のプロセスを選択して実施: 1点
			33. その他(理由: )		
	担い手育成関係	34. ふくしまME(メンテナンスエキスパート)資格者が現場に従事した。(現場代理人・主任(監理)技術者に限る。)	配点	2	
	35. その他(理由: )				
	その他	36. 電子納品を実施した。			
	37. 週休2日確保モデル工事において、4週8休以上の休日を確保した。(受注者希望型の場合1点、発注者指定型の場合2点。ただし、要領の除外規定に合致する場合は除く。)	配点	1、2または3		
	週休2日交替制工事において、4週8休以上の休日を確保した。(2点)				
	完全週休2日工事において、4週8休以上の休日を確保した。(3点)				
	38. 建設キャリアアップシステム活用工事を実施し、実施要領の全ての評価基準を達成している。	配点	2		
	39. その他(理由: )				
	評価点	5点			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。</li> <li>・加点は+5点~0点の範囲とする。(配点2の項目を3つ実施した場合も最大5点とする。)</li> <li>・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。</li> <li>・1項目1点を目安とするが、内容によっては最大2点までの点数を与えてもよい。</li> <li>・総合評価における技術提案または各種管理計画等が履行され、その実施内容が評価基準に該当する場合は、加点評価の対象となる。</li> </ul>					
<p>記述評価【創意工夫の詳細評価】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述</p>					



(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

(令和5年4月1日以降適用)

別紙-1 ⑧-1		営繕用(建築)		(第1評定者)		
審査項目	細別	創意工夫キーワード一覧表(該当項目の「○」を選択)				
5. 創意工夫 【軽微なもの】	1. 創意工夫 キーワード評価	[準備・後片づけ関係]		※1. 創意工夫においては「4. 高度な技術力」の審査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点、抽出記載する。 ※2. 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本審査項目でも再評価する。 ※3. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に、ささいな工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。 ※4. キーワードの評価(選定)及び詳細評価は、第2評定者との協議をもって記述する。 ※5. 評定は請負業者より報告もしくは提	2	2または4
		[施工関係]				
		[品質関係]				
		[安全衛生関係]				
		[施工管理関係]				
		[改修関係]				
		[その他]				
評価点		0	点	記述評価【創意工夫の詳細評価】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述		
<p>・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・加点は+5点~0点の範囲とする。 ・該当キーワード数の数と重みを勘案して評定する。 ・1項目1点を目安とするが、内容によっては最大2点までの点数を与えてもよい。 ・総合評価における技術提案または各種管理計画等が履行され、その実施内容が評価基準に該当する場合は、加点評価の対象となる。</p>						

現  
行

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

(令和6年4月1日以降適用)

別紙-1 ⑧-1		営繕用(建築)		(第1評定者)		
審査項目	細別	創意工夫キーワード一覧表(該当項目の「○」を選択)				
5. 創意工夫 【軽微なもの】	1. 創意工夫 キーワード評価	[準備・後片づけ関係]		※1. 創意工夫においては「4. 高度な技術力」の審査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点、抽出記載する。 ※2. 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本審査項目でも再評価する。 ※3. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に、ささいな工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。 ※4. キーワードの評価(選定)及び詳細評価は、第2評定者との協議をもって記述する。	2	2または3
		[施工関係]				
		[品質関係]				
		[安全衛生関係]				
		[施工管理関係]				
		[改修関係]				
		[その他]				
評価点		0	点	記述評価【創意工夫の詳細評価】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述		
<p>・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・加点は+5点~0点の範囲とする。 ・該当キーワード数の数と重みを勘案して評定する。 ・1項目1点を目安とするが、内容によっては最大2点までの点数を与えてもよい。 ・総合評価における技術提案または各種管理計画等が履行され、その実施内容が評価基準に該当する場合は、加点評価の対象となる。</p>						

改  
正

【福島県請負工事成績評定要綱の運用】新旧対照

電氣用		(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト		(令和 年4月1日以降適用)	
別紙-1④		創意工夫キーワード一覧表(該当項目の「○」を選択)		管絃用(電氣通信) (第1評定者)	
審査項目	細別				
5. 創意工夫 【軽微なもの】	1. 創意工夫 キーワード評 価	[準備・後片づけ関係]		※1. 創意工夫においては「4. 高度な技術力」の審査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点、抽出記載する。 ※2. 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本審査項目でも再評価する。 ※3. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に、ささいな工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものも評価する。 ※4. キーワードの評価(選定)及び詳細評価は、第2評定者との合議をもって記述する。 ※5. 評定は請負業者より報告、もしくは提案のあったものを検討する。	
		1. 測量・位置出しにおける工夫			
		2. 現場調査方法の工夫			
		3. その他 (理由: )			
		[施工関係]			
		4. 機械・器具類の選定に関する工夫			
		5. 機器類の設計に関する工夫			
		6. システムの設計に関する工夫			
		7. 機器・器具類の配置・収まりに関する工夫			
		8. 配管・ダクト等の配置・収まりに関する工夫			
		9. 施工に伴う器具・工具・装置・運搬・搬入・施工機械等の工夫			
		10. 電氣工事の配線・配管等での工夫			
		11. 土工・仮設等の計画及び施工の工夫			
		12. 設備の安全性の向上に関する工夫			
		13. その他 (理由: )			
		[品質関係]			
		14. 機器類・材料等に対する品質確保のための工夫			
		15. 試運転調整及び試運転に当たっての工夫			
		16. システムとしての性能を確保するための工夫			
		17. その他 (理由: )			
		[安全衛生関係]			
		18. 安全仮設設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺、足場等)			
		19. 安全教育、技術向上講習会等、教育・ミーティング、安全パトロール等に関する工夫			
		20. 現場事務所、労働者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫			
		21. 有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫			
		22. 利用者、一般市民への事故防止及び生活確保等のための工夫			
		23. 苦労作業等の作業環境低減等の工夫			
		24. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫			
		25. その他 (理由: )			
		[施工管理関係]			
		26. 施工計画書・写真管理等の工夫			
		27. 中間段階における検査・施工状態の確認における工夫			
		28. 各種検査に対する工夫			
		29. 竣工図書類の工夫(計測データ・集計・取り扱い説明書管理図書の工夫など)			
		30. 施工管理ソフト等の活用			
		31. 施工合理化技術(※6)を活用した施工管理の工夫			
		32. その他 (理由: )			
		[改修関係]			
		33. 利用並行改修における工夫			
34. 既存部分との調整に関する工夫					
35. その他 (理由: )					
[その他]					
36. 電子納品を実施した		※6. 施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工)、ロボット活用等)、BM等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。			
37. 週休2日促進工事に於いて、4週8休以上の休日を確保した。(建築関係工事においては受注者希望型の場合2点、発注者指定型の場合4点。)				配点	2または4
38. 建設キャリアアップシステム活用工事を実施し、実施要領の全ての評価基準を達成している。				配点	2
39. その他 (理由: )		記述評価【創意工夫の詳細評価】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述			
評価点 0 点		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。</li> <li>・加点は+5点~0点の範囲とする。</li> <li>・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。</li> <li>・1項目1点を目安とするが、内容によっては最大2点までの点数を与えてもよい。</li> <li>・総合評価における技術提案または各種管理計画等が履行され、その実施内容が評価基準に該当する場合は、加点評価の対象となる。</li> </ul>			

管絃用(電氣通信)		(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト		(令和 6年4月1日以降適用)	
別紙-1 ⑧-2		創意工夫キーワード一覧表(該当項目の「○」を選択)		管絃用(電氣通信) (第1評定者)	
審査項目	細別				
5. 創意工夫 【軽微なもの】	1. 創意工夫 キーワード評 価	[準備・後片づけ関係]		※1. 創意工夫においては「4. 高度な技術力」の審査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点、抽出記載する。 ※2. 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本審査項目でも再評価する。 ※3. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に、ささいな工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものも評価する。 ※4. キーワードの評価(選定)及び詳細評価は、第2評定者との合議をもって記述する。 ※5. 評定は請負業者より報告、もしくは提案のあったものを検討する。	
		1. 測量・位置出しにおける工夫			
		2. 現場調査方法の工夫			
		3. その他 (理由: )			
		[施工関係]			
		4. 機械・器具類の選定に関する工夫			
		5. 機器類の設計に関する工夫			
		6. システムの設計に関する工夫			
		7. 機器・器具類の配置・収まりに関する工夫			
		8. 配管・ダクト等の配置・収まりに関する工夫			
		9. 施工に伴う器具・工具・装置・運搬・搬入・施工機械等の工夫			
		10. 電氣工事の配線・配管等での工夫			
		11. 土工・仮設等の計画及び施工の工夫			
		12. 設備の安全性の向上に関する工夫			
		13. その他 (理由: )			
		[品質関係]			
		14. 機器類・材料等に対する品質確保のための工夫			
		15. 試運転調整及び試運転に当たっての工夫			
		16. システムとしての性能を確保するための工夫			
		17. その他 (理由: )			
		[安全衛生関係]			
		18. 安全仮設設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺、足場等)			
		19. 安全教育、技術向上講習会等、教育・ミーティング、安全パトロール等に関する工夫			
		20. 現場事務所、労働者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫			
		21. 有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫			
		22. 利用者、一般市民への事故防止及び生活確保等のための工夫			
		23. 苦労作業等の作業環境低減等の工夫			
		24. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫			
		25. その他 (理由: )			
		[施工管理関係]			
		26. 施工計画書・写真管理等の工夫			
		27. 中間段階における検査・施工状態の確認における工夫			
		28. 各種検査に対する工夫			
		29. 竣工図書類の工夫(計測データ・集計・取り扱い説明書管理図書の工夫など)			
		30. 施工管理ソフト等の活用			
		31. 施工合理化技術(※6)を活用した施工管理の工夫			
		32. その他 (理由: )			
		[改修関係]			
		33. 利用並行改修における工夫			
34. 既存部分との調整に関する工夫					
35. その他 (理由: )					
[その他]					
36. 電子納品を実施した		※6. 施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工)、ロボット活用等)、BM等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。			
37. 週休2日促進工事に於いて、4週8休以上の休日を確保した。(ただし、要領の除外規定に合致する場合は除く。)				配点	1、2または3
38. 建設キャリアアップシステム活用工事を実施し、実施要領の全ての評価基準を達成している。				配点	2
39. その他 (理由: )		記述評価【創意工夫の詳細評価】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述			
評価点 0 点		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。</li> <li>・加点は+5点~0点の範囲とする。</li> <li>・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。</li> <li>・1項目1点を目安とするが、内容によっては最大2点までの点数を与えてもよい。</li> <li>・総合評価における技術提案または各種管理計画等が履行され、その実施内容が評価基準に該当する場合は、加点評価の対象となる。</li> </ul>			

【福島県請負工事成績評定要綱の運用】新旧対照

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

(令和 年4月1日以降適用)

機械用		創意工夫キーワード一覧表(該当項目の「○」を選択)		賞讃用(機械)		(第1評定者)																																																
別紙-1①	審査項目	細別																																																				
現 行	5.創意工夫 【軽微なもの】	I.創意工夫 キーワード評 価	[準備・後片づけ関係]		※1.創意工夫においては、「4. 高度な技術力」の審査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加算、抽出記載する。 ※2. 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加算対象とするが、企業努力を引き立たせるため本審査項目でも再評価する。 ※3. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に、ささいな工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。 ※4. キーワードの評価(選定)及び詳細評価は、第2評定者との合議をもって記述する。 ※5. 評定は請負業者より報告、もしくは提案のあったものを検討する。	※6. 施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。 ※7. [準備・後片づけ関係]、[施工関係]、[品質関係]、[安全衛生関係]の項目で、施工合理化技術を活用して効果があった場合には、その他の理由に具体的な内容を記載して加算する。 さらに、当該技術がNETIS登録技術である場合は、[その他]の項目に追加加算できる。	配点	2または4																																														
			1. 測量・位置出しにおける工夫	2. 現場調査方法の工夫					3. その他 (理由: )	配点	2																																											
			[施工関係]						配点			2																																										
			4. 機械・器具類の選定に関する工夫	5. 機器類の設計に関する工夫									6. システムの設計に関する工夫	配点	2																																							
			7. 機器・器具類の配置・取まりに関する工夫	8. 配管・ダクト等の配置・取まりに関する工夫									9. 施工に伴う器具・工具・装置・運搬・搬入・施工機械等の工夫			配点	2																																					
			10. 電気工事の配線・配管等での工夫	11. 土工・仮設等の計画及び施工の工夫									12. 設備の安全性の向上に関する工夫					配点	2																																			
			13. その他 (理由: )	[品質関係]									配点							2																																		
			14. 機器類・材料等に対する品質確保のための工夫	15. 試運転調整及び試運転に当たったの工夫																	16. システムとしての性能を確保するための工夫	配点	2																															
			17. その他 (理由: )	[安全衛生関係]																	配点			2																														
			18. 安全仮設設備等の工夫(落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺、足場等)	19. 安全教育、技術向上講習会等、教育・ミーティング、安全パトロール等に関する工夫																					20. 現場事務所、労働者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫	配点	2																											
			21. 有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫	22. 使用者、一般市民への事故防止及び生活確保等のための工夫																					23. 苦渋作業等の作業環境低減等の工夫			配点	2																									
			24. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫	25. その他 (理由: )																					[施工管理関係]					配点	2																							
			26. 施工計画書・写真管理等の工夫	27. 中間段階における検査・施工状態の確認における工夫																					28. 各種検査に対する工夫							配点	2																					
			29. 竣工図書類の工夫(計測データ・集計・取り扱い説明書管理図書の工夫など)	30. 施工管理ソフト等の活用																					31. 施工合理化技術(※6)を活用した施工管理の工夫									配点	2																			
			32. その他 (理由: )	[改修関係]																					配点											2																		
			33. 利用並行改修における工夫	34. 既存部分との調整に関する工夫																																	35. その他 (理由: )	配点	2															
			[その他]																																		配点			2														
			36. 電子納品を実施した。	[その他]																																					配点	2												
			37. 週休2日促進工事に於いて、4週8休以上の休日を確保した。(建築関係工事においては受注者希望型の場合2点、発注者指定型の場合4点。)	[その他]																																							配点	2										
			38. 建設キャリアアップシステム活用工事を実施し、実施要領の全ての評価基準を達成している。	[その他]																																									配点	2								
			39. その他 (理由: )	[その他]																																											配点	2						
			評価点	0																																													記述評価【創意工夫の詳細評価】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述					
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に評価すべき創意工夫事例を加算評価する。</li> <li>・加算は+5点~0点の範囲とする。</li> <li>・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。</li> <li>・1項目1点を目安とするが、内容によっては最大2点までの点数を与えてもよい。</li> <li>・総合評価における技術提案または各種管理計画等が履行され、その実施内容が評価基準に該当する場合は、加算評価の対象となる。</li> </ul>																																																			

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

(令和 6年4月1日以降適用)

賞讃用(機械)		創意工夫キーワード一覧表(該当項目の「○」を選択)		賞讃用(機械)		(第1評定者)																																																
別紙-1 ②-3	審査項目	細別																																																				
改 正	5.創意工夫 【軽微なもの】	I.創意工夫 キーワード評 価	[準備・後片づけ関係]		※1.創意工夫においては、「4. 高度な技術力」の審査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加算、抽出記載する。 ※2. 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加算対象とするが、企業努力を引き立たせるため本審査項目でも再評価する。 ※3. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に、ささいな工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。 ※4. キーワードの評価(選定)及び詳細評価は、第2評定者との合議をもって記述する。 ※5. 評定は請負業者より報告、もしくは提案のあったものを検討する。	※6. 施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。 ※7. [準備・後片づけ関係]、[施工関係]、[品質関係]、[安全衛生関係]の項目で、施工合理化技術を活用して効果があった場合には、その他の理由に具体的な内容を記載して加算する。 さらに、当該技術がNETIS登録技術である場合は、[その他]の項目に追加加算できる。	配点	1、2 または3																																														
			1. 測量・位置出しにおける工夫	2. 現場調査方法の工夫					3. その他 (理由: )	配点	2																																											
			[施工関係]						配点			2																																										
			4. 機械・器具類の選定に関する工夫	5. 機器類の設計に関する工夫									6. システムの設計に関する工夫	配点	2																																							
			7. 機器・器具類の配置・取まりに関する工夫	8. 配管・ダクト等の配置・取まりに関する工夫									9. 施工に伴う器具・工具・装置・運搬・搬入・施工機械等の工夫			配点	2																																					
			10. 電気工事の配線・配管等での工夫	11. 土工・仮設等の計画及び施工の工夫									12. 設備の安全性の向上に関する工夫					配点	2																																			
			13. その他 (理由: )	[品質関係]									配点							2																																		
			14. 機器類・材料等に対する品質確保のための工夫	15. 試運転調整及び試運転に当たったの工夫																	16. システムとしての性能を確保するための工夫	配点	2																															
			17. その他 (理由: )	[安全衛生関係]																	配点			2																														
			18. 安全仮設設備等の工夫(落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺、足場等)	19. 安全教育、技術向上講習会等、教育・ミーティング、安全パトロール等に関する工夫																					20. 現場事務所、労働者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫	配点	2																											
			21. 有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫	22. 使用者、一般市民への事故防止及び生活確保等のための工夫																					23. 苦渋作業等の作業環境低減等の工夫			配点	2																									
			24. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫	25. その他 (理由: )																					[施工管理関係]					配点	2																							
			26. 施工計画書・写真管理等の工夫	27. 中間段階における検査・施工状態の確認における工夫																					28. 各種検査に対する工夫							配点	2																					
			29. 竣工図書類の工夫(計測データ・集計・取り扱い説明書管理図書の工夫など)	30. 施工管理ソフト等の活用																					31. 施工合理化技術(※6)を活用した施工管理の工夫									配点	2																			
			32. その他 (理由: )	[改修関係]																					配点											2																		
			33. 利用並行改修における工夫	34. 既存部分との調整に関する工夫																																	35. その他 (理由: )	配点	2															
			[その他]																																		配点			2														
			36. 電子納品を実施した。	[その他]																																					配点	2												
			37. 週休2日促進工事に於いて、4週8休以上の休日を確保した。(ただし、要領の除外規定に合致する場合は除く。週休2日交代制工事に於いて、4週8休以上の休日を確保した。(2点)完全週休2日工事に於いて、4週8休以上の休日を確保した。(3点))	[その他]																																							配点	2										
			38. 建設キャリアアップシステム活用工事を実施し、実施要領の全ての評価基準を達成している。	[その他]																																									配点	2								
			39. その他 (理由: )	[その他]																																											配点	2						
			評価点	0																																													記述評価【創意工夫の詳細評価】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述					
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に評価すべき創意工夫事例を加算評価する。</li> <li>・加算は+5点~0点の範囲とする。</li> <li>・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。</li> <li>・1項目1点を目安とするが、内容によっては最大2点までの点数を与えてもよい。</li> <li>・総合評価における技術提案または各種管理計画等が履行され、その実施内容が評価基準に該当する場合は、加算評価の対象となる。</li> </ul>																																																			

土木用 別紙-1⑩		(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト		(令和 年4月1日以降適用)
審査項目	細別	環境保全キーワード一覧表(該当項目の「○」を選択)		
現 行	6.環境対策	環境対策	■現場環境関係	
			-	1. 現場内のゴミの分別や減量化、アイドリングストップの励行等地球環境への配慮を行っていた。
			-	2. 使用機械・車両等で、設計図書で指定した以外にも低騒音、排ガス対策機械を使用していた。
			-	3. その他(理由: )
			■周辺環境関係	
			-	4. 現場事務所や作業現場を周辺地域の景観に合わせる等、周辺地域との調和を図っていた。
			-	5. 在来種を採用していた。(設計図書で計上しているものは対象外)
			-	6. 周辺住民等に対する騒音や振動の防止に配慮をしていた。(設計図書で計上しているものは対象外)
			-	7. 周辺住民等に対する粉塵や悪臭の防止に配慮をしていた。(設計図書で計上しているものは対象外)
			-	8. 周辺水環境(河川・湖沼・海洋)に対する水質汚濁の防止に配慮をしていた。(設計図書で計上しているものは対象外)
			-	9. その他(理由: )
			■その他	
			-	10. うつくしま、エコ・リサイクル認定製品を活用していた。(設計図書で計上しているものは対象外。)(※この項目の評価点は3点とする。)
			-	11. その他(理由: )
-	12. その他(理由: )			
評価点	5	点	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     【環境対策の 概略 評価】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述                 </div>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に評価すべき環境対策事例を加点評価する。</li> <li>・加点は+5点~0点の範囲とする。</li> <li>・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点とする。</li> <li>・1項目1点を目安とするが、内容によっては最大3点までの点数を与えてもよい。</li> <li>・総合評価における技術提案または各種管理計画等が履行され、その実施内容が評価基準に該当する場合は、加点評価の対象となる。</li> </ul>				

共通 別紙-1⑨		(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト		(令和 年4月1日以降適用)
審査項目	細別	環境保全キーワード一覧表(該当項目の「○」を選択)		
改 正	6.環境対策	環境対策	■現場環境関係	
			-	1. 現場内のゴミの分別や減量化、アイドリングストップの励行等地球環境への配慮を行っていた。
			-	2. 使用機械・車両等で、設計図書で指定した以外にも低騒音、排ガス対策機械を使用していた。
			-	3. その他(理由: )
			■周辺環境関係	
			-	4. 現場事務所や作業現場を周辺地域の景観に合わせる等、周辺地域との調和を図っていた。
			-	5. 在来種を採用していた。(設計図書で計上しているものは対象外)
			-	6. 周辺住民等に対する騒音や振動の防止に配慮をしていた。(設計図書で計上しているものは対象外)
			-	7. 周辺住民等に対する粉塵や悪臭の防止に配慮をしていた。(設計図書で計上しているものは対象外)
			-	8. 周辺水環境(河川・湖沼・海洋)に対する水質汚濁の防止に配慮をしていた。(設計図書で計上しているものは対象外)
			-	9. その他(理由: )
			■その他	
			-	10. うつくしま、エコ・リサイクル認定製品を活用していた。(設計図書で計上しているものは対象外。)(※この項目の評価点は3点とする。)
			-	11. その他(理由: )
-	12. その他(理由: )			
評価点	5	点	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     記述評価【環境対策の 詳細 評価】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述                 </div>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に評価すべき環境対策事例を加点評価する。</li> <li>・加点は+5点~0点の範囲とする。</li> <li>・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点とする。</li> <li>・1項目1点を目安とするが、内容によっては最大3点までの点数を与えてもよい。</li> <li>・総合評価における技術提案または各種管理計画等が履行され、その実施内容が評価基準に該当する場合は、加点評価の対象となる。</li> </ul>				

		<b>土木用</b>		<b>(新)工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト</b>		(令和6年4月1日以降適用)		
		別紙-2①				(第2評定者)		
審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(「○」「×」「該当なし」から選択)					
2.施工状況	I. 施工管理	a, b, c, d, e	<input type="radio"/>	1. 施工計画書に、所定の項目が記載されていた。				
			<input type="radio"/>	2. 社内検査員の資格(身分及び経歴)が適正であった。かつ、社内検査員に関する資料が書面で提出されていた。				
			<input type="radio"/>	3. 社内検査は、出来高、品質及び写真管理等工事全般にわたり適切に実施していた。				
			<input type="radio"/>	4. 工事材料の使用及び調達計画が十分になされ、管理されていた。				
			<input type="radio"/>	5. 製品見本又は工事記録写真等工事の関係書類及び資料が良く整理されていた。				
			<input type="radio"/>	6. 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられた。				
			<input type="radio"/>	7. 建設廃棄物の処理及びリサイクルへの取り組みが適切になされていた。				
			<input type="radio"/>	8. 建設業退職金共済証紙の配布を受払い簿により適切に管理(又はその他の共済加入状況を把握)していた。				
			<input type="radio"/>	9. 現場のイメージアップに取り組んでいた。				
		判定 <b>a</b>	<b>該当なし</b>	10. その他[理由]				
			<b>該当なし</b>	11. その他[理由]				
			<b>該当なし</b>	12. その他[理由]				
該当項目が90%程度以上 a(施工管理が優れている) 該当項目が80%~90%程度 b(施工管理がやや優れている) 該当項目が60%~80%程度 c(他の事項に該当しない) 該当項目が60%~30%程度 d(施工管理がやや不備である) 該当項目が30%程度未満 e(施工管理が不備である)  ※評価対象項目数が2項目以下の場合 はc評価以下とする。			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>9 / 9 = 100%</b> </div>					

  

		<b>共通</b>		<b>(新)工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト</b>		(令和6年4月1日以降適用)		
		別紙-2①				(第2評定者)		
審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(「○」「×」「該当なし」から選択)					
2.施工状況	I. 施工管理	a, b, c, d, e	<input type="radio"/>	1. 施工計画書に、所定の項目が記載されていた。				
			<input type="radio"/>	2. 社内検査員の資格(身分及び経歴)が適正であった。かつ、社内検査員に関する資料が書面で提出されていた。				
			<input type="radio"/>	3. 社内検査は、出来高、品質及び写真管理等工事全般にわたり適切に実施していた。				
			<input type="radio"/>	4. 工事材料の使用及び調達計画が十分になされ、管理されていた。				
			<input type="radio"/>	5. 製品見本又は工事記録写真等工事の関係書類及び資料が良く整理されていた。				
			<input type="radio"/>	6. 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられた。				
			<input type="radio"/>	7. 建設廃棄物の処理及びリサイクルへの取り組みが適切になされていた。				
			<input type="radio"/>	8. 建設業退職金共済証紙の配布を受払い簿により適切に管理(又はその他の共済加入状況を把握)していた。				
			<input type="radio"/>	9. 現場のイメージアップに取り組んでいた。				
		判定 <b>a</b>	<b>該当なし</b>	10. その他[理由]				
			<b>該当なし</b>	11. その他[理由]				
			<b>該当なし</b>	12. その他[理由]				
該当項目が90%程度以上 a(施工管理が優れている) 該当項目が80%~90%程度 b(施工管理がやや優れている) 該当項目が60%~80%程度 c(他の事項に該当しない) 該当項目が60%~30%程度 d(施工管理がやや不備である) 該当項目が30%程度未満 e(施工管理が不備である)  ※評価対象項目数が2項目以下の場合 はc評価以下とする。			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>9 / 9 = 100%</b> </div>					

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

(令和5年4月1日以降適用)

別紙-2②

(第2評定者)

現

行

審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(「○」「×」「該当なし」から選択)			
2.施工状況	II. 工程管理	a, b, c, d, e  判定 <b>a</b>  100%	<input type="radio"/>	1. 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。	該当項目が90%程度以上 a(工程管理が優れている) 該当項目が80%~90%程度 b(工程管理がやや優れている) 該当項目が60%~80%程度 c(他の事項に該当しない) 該当項目が30%~60%程度 d(工程管理がやや不備である) 該当項目が30%程度未満 e(工程管理が不備である) ※評価対象項目数が2項目以下の場合 は c 評価以下とする。	
			<input type="radio"/>	2. 資材・施工機械の搬入等において計画的な取り組みがなされ、工期内完成に寄与した。		
			<input type="radio"/>	3. 作業員の夜間、休日等の作業を少なくし、休日の確保に配慮していた。 ※ <u>なお</u> 、週休2日確保モデル工事(発注者指定型)において、4週8休以上の休日を確保できなかった場合は、 <u>×</u> 。		
			<input type="radio"/>	4. 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が行われた。		
			<input type="radio"/>	5. 地域に行事等がある場合、適切な工程管理で地域住民への配慮がなされた。		
			<input type="radio"/>	6. 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルが回避された。		
			<input type="radio"/>	7. 施工条件等工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。		
			<input type="radio"/>	8. 地元調整を積極的に行い、工期内完成に寄与した。		
			<input type="radio"/>	該当なし 9. その他[理由]		8 / 8 =100%
			<input type="radio"/>	該当なし 10. その他[理由]		
			<input type="radio"/>	該当なし 11. その他[理由]		
III. 安全対策	a, b, c, d, e  判定 <b>a</b>  100%	<input type="radio"/>	1. 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が認められた。	該当項目が90%程度以上 a(安全対策が優れている) 該当項目が80%~90%程度 b(安全対策がやや優れている) 該当項目が60%~80%程度 c(他の事項に該当しない) 該当項目が30%~60%程度 d(安全対策がやや不備である) 該当項目が30%程度未満 e(安全対策が不備である) ※評価対象項目数が2項目以下の場合 は c 評価以下とする。		
		<input type="radio"/>	2. 緊急時連絡表を作成して現場事務所等の見やすい場所に標示していた。			
		<input type="radio"/>	3. 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいた。			
		<input type="radio"/>	4. 安全衛生管理活動が活発で他の模範となっていた。			
		<input type="radio"/>	5. 各種安全パトロール(社内安全パトロールを含む)で指摘がなかった。または指摘を受けた事項について速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告していた。			
		<input type="radio"/>	6. 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮していた。			
		<input type="radio"/>	7. 災害防止(工事安全)協議会等を設置して1回/月以上活動し、記録が整備されていた。			
		<input type="radio"/>	8. 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいた。			
		<input type="radio"/>	9. 長期にわたる休み期間中の安全管理体制が十分にとられていた。			
		<input type="radio"/>	該当なし 10. その他[理由]		9 / 9 =100%	
		<input type="radio"/>	該当なし 11. その他[理由]			
<input type="radio"/>	該当なし 12. その他[理由]					

改

正

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

(令和6年4月1日以降適用)

農林用・土木用

別紙-2②

(第2評定者)

審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(「○」「×」「該当なし」から選択)			
2.施工状況	II. 工程管理	a, b, c, d, e  判定 <b>a</b>  100%	<input type="radio"/>	1. 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。	該当項目が90%程度以上 a(工程管理が優れている) 該当項目が80%~90%程度 b(工程管理がやや優れている) 該当項目が60%~80%程度 c(他の事項に該当しない) 該当項目が30%~60%程度 d(工程管理がやや不備である) 該当項目が30%程度未満 e(工程管理が不備である) ※評価対象項目数が2項目以下の場合 は c 評価以下とする。	
			<input type="radio"/>	2. 資材・施工機械の搬入等において計画的な取り組みがなされ、工期内完成に寄与した。		
			<input type="radio"/>	3. <u>なお</u> 、週休2日確保モデル工事(発注者指定型)においては、4週8休以上の休日を確保できなかった場合は、 <u>は×評価とする。(要領の除外規定に合致する場合は除く。)</u>		
			<input type="radio"/>	4. 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が行われた。		
			<input type="radio"/>	5. 地域に行事等がある場合、適切な工程管理で地域住民への配慮がなされた。		
			<input type="radio"/>	6. 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルが回避された。		
			<input type="radio"/>	7. 施工条件等工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。		
			<input type="radio"/>	8. 地元調整を積極的に行い、工期内完成に寄与した。		
			<input type="radio"/>	該当なし 9. その他[理由]		8 / 8 =100%
			<input type="radio"/>	該当なし 10. その他[理由]		
			<input type="radio"/>	該当なし 11. その他[理由]		
III. 安全対策	a, b, c, d, e  判定 <b>a</b>  100%	<input type="radio"/>	1. 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が認められた。	該当項目が90%程度以上 a(安全対策が優れている) 該当項目が80%~90%程度 b(安全対策がやや優れている) 該当項目が60%~80%程度 c(他の事項に該当しない) 該当項目が30%~60%程度 d(安全対策がやや不備である) 該当項目が30%程度未満 e(安全対策が不備である) ※評価対象項目数が2項目以下の場合 は c 評価以下とする。		
		<input type="radio"/>	2. 緊急時連絡表を作成して現場事務所等の見やすい場所に標示していた。			
		<input type="radio"/>	3. 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいた。			
		<input type="radio"/>	4. 安全衛生管理活動が活発で他の模範となっていた。			
		<input type="radio"/>	5. 各種安全パトロール(社内安全パトロールを含む)で指摘がなかった。または指摘を受けた事項について速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告していた。			
		<input type="radio"/>	6. 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮していた。			
		<input type="radio"/>	7. 災害防止(工事安全)協議会等を設置して1回/月以上活動し、記録が整備されていた。			
		<input type="radio"/>	8. 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいた。			
		<input type="radio"/>	9. 長期にわたる休み期間中の安全管理体制が十分にとられていた。			
		<input type="radio"/>	該当なし 10. その他[理由]		9 / 9 =100%	
		<input type="radio"/>	該当なし 11. その他[理由]			
<input type="radio"/>	該当なし 12. その他[理由]					

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

(令和2年4月1日以降適用)

別紙-2②-1 審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(「○」「×」「該当なし」から選択)		当適用(建築・電気・機械) (第2評定者)	
2.施工状況	II. 工程管理	a, b, c, d, e  判定 <b>a</b>  100%	<input type="radio"/>	1. 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。	該当項目が90%程度以上 a(工程管理が優れている) 該当項目が80%~90%程度 b(工程管理がやや優れている) 該当項目が60%~80%程度 c(他の事項に該当しない) 該当項目が30%~60%程度 d(工程管理がやや不備である) 該当項目が30%程度未満 e(工程管理が不備である) ※評価対象項目数が2項目以下の場合 は c 評価以下とする。	
			<input type="radio"/>	2. 資材・施工機械の搬入等において計画的な取り組みがなされ、工期内完成に寄与した。		
			<input type="radio"/>	3. 作業員の夜間、休日等の作業を少なくし、休日の確保に配慮していた。 ※ 週休2日促進工事(発注者指定型)において、4週8休以上の休日を確保できなかった場合も、×		
			<input type="radio"/>	4. 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が行われた。		
			<input type="radio"/>	5. 地域に行事等がある場合、適切な工程管理で地域住民への配慮がなされた。		
			<input type="radio"/>	6. 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルが回避された。		
			<input type="radio"/>	7. 施工条件等工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。		
			<input type="radio"/>	8. 地元調整を積極的に行い、工期内完成に寄与した。		
			該当なし	9. その他[理由]		8 / 8 =100%
			該当なし	10. その他[理由]		
			該当なし	11. その他[理由]		
	III. 安全対策	a, b, c, d, e  判定 <b>a</b>  100%	<input type="radio"/>	1. 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が認められた。	該当項目が90%程度以上 a(安全対策が優れている) 該当項目が80%~90%程度 b(安全対策がやや優れている) 該当項目が60%~80%程度 c(他の事項に該当しない) 該当項目が30%~60%程度 d(安全対策がやや不備である) 該当項目が30%程度未満 e(安全対策が不備である) ※評価対象項目数が2項目以下の場合 は c 評価以下とする。	
			<input type="radio"/>	2. 緊急時連絡表を作成して現場事務所等の見やすい場所に標示していた。		
			<input type="radio"/>	3. 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいた。		
			<input type="radio"/>	4. 安全衛生管理活動が活発で他の模範となっていた。		
			<input type="radio"/>	5. 各種安全パトロール(社内安全パトロールを含む)で指摘がなかった。または指摘を受けた事項について速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告していた。		
			<input type="radio"/>	6. 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮していた。		
			<input type="radio"/>	7. 災害防止(工事安全)協議会等を設置して1回/月以上活動し、記録が整備されていた。		
			<input type="radio"/>	8. 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいた。		
			<input type="radio"/>	9. 長期にわたる休み期間中の安全管理体制が十分にとられていた。		
			該当なし	10. その他[理由]		9 / 9 =100%
			該当なし	11. その他[理由]		
該当なし	12. その他[理由]					

現

行

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

(令和6年4月1日以降適用)

別紙-2②-1 審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(「○」「×」「該当なし」から選択)		当適用(建築・電気・機械) (第2評定者)	
2.施工状況	II. 工程管理	a, b, c, d, e  判定 <b>a</b>  100%	<input type="radio"/>	1. 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。	該当項目が90%程度以上 a(工程管理が優れている) 該当項目が80%~90%程度 b(工程管理がやや優れている) 該当項目が60%~80%程度 c(他の事項に該当しない) 該当項目が30%~60%程度 d(工程管理がやや不備である) 該当項目が30%程度未満 e(工程管理が不備である) ※評価対象項目数が2項目以下の場合 は c 評価以下とする。	
			<input type="radio"/>	2. 資材・施工機械の搬入等において計画的な取り組みがなされ、工期内完成に寄与した。		
			<input type="radio"/>	3. 作業員の夜間、休日等の作業を少なくし、休日の確保に配慮していた。 ※ なお、週休2日促進工事(発注者指定型)においては、4週8休以上の休日を確保できなかった場合も、×評価とする。(要領の除外規定に合致する場合は除く。)		
			<input type="radio"/>	4. 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が行われた。		
			<input type="radio"/>	5. 地域に行事等がある場合、適切な工程管理で地域住民への配慮がなされた。		
			<input type="radio"/>	6. 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルが回避された。		
			<input type="radio"/>	7. 施工条件等工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。		
			<input type="radio"/>	8. 地元調整を積極的に行い、工期内完成に寄与した。		
			該当なし	9. その他[理由]		8 / 8 =100%
			該当なし	10. その他[理由]		
			該当なし	11. その他[理由]		
	III. 安全対策	a, b, c, d, e  判定 <b>a</b>  100%	<input type="radio"/>	1. 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が認められた。	該当項目が90%程度以上 a(安全対策が優れている) 該当項目が80%~90%程度 b(安全対策がやや優れている) 該当項目が60%~80%程度 c(他の事項に該当しない) 該当項目が30%~60%程度 d(安全対策がやや不備である) 該当項目が30%程度未満 e(安全対策が不備である) ※評価対象項目数が2項目以下の場合 は c 評価以下とする。	
			<input type="radio"/>	2. 緊急時連絡表を作成して現場事務所等の見やすい場所に標示していた。		
			<input type="radio"/>	3. 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいた。		
			<input type="radio"/>	4. 安全衛生管理活動が活発で他の模範となっていた。		
			<input type="radio"/>	5. 各種安全パトロール(社内安全パトロールを含む)で指摘がなかった。または指摘を受けた事項について速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告していた。		
			<input type="radio"/>	6. 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮していた。		
			<input type="radio"/>	7. 災害防止(工事安全)協議会等を設置して1回/月以上活動し、記録が整備されていた。		
			<input type="radio"/>	8. 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいた。		
			<input type="radio"/>	9. 長期にわたる休み期間中の安全管理体制が十分にとられていた。		
			該当なし	10. その他[理由]		9 / 9 =100%
			該当なし	11. その他[理由]		
該当なし	12. その他[理由]					

改

正

【福島県請負工事成績評定要綱の運用】新旧対照

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

(令和5年4月1日以降適用)

農林用 別紙-2③-1		【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例			
審査項目	細別	技術キーワード一覧(該当項目の○を選択)	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例		
4.工事特性 I. 施工条件等への対応	○	1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事	該当する場合はブルダウリストから選択 (1.について) □切土の土工量:5万m <sup>3</sup> 以上(林道の場合1万m <sup>3</sup> 以上) □盛土の土工量:5万m <sup>3</sup> 以上(林道の場合1万m <sup>3</sup> 以上) □擁壁工(引込、泥水処理)の管径:100mm以上 □用排水機軸の流量:10m <sup>3</sup> 以上 □鋼管工の径間数:3径間以上 □コンクリートの躯体体積:25m <sup>3</sup> 以上 □パイプラインの管径:100mm以上 □水路トンネルの内径高:2m以上 □トンネル(NATM)の内径平均値:25m以上 □地滑り防止工:幅50m以上または法長50m以上 □擁壁下部の高さ:15m以上 □擁壁上部の最大支間長:60m以上 □道路工の計画最高水流量:50m <sup>3</sup> 以上 □橋脚工(整地工)の高さ:20m以上 □ダム工:ため池工の高さ:10m以上 □ため池工の増床:50m以上 □山田工の増高:10m以上 □山腹工の施工面積:0.5ha以上		
		2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事	該当する場合はブルダウリストから選択	□現地調査の結果、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事 □鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河内川の流水における橋脚の撤去工事 □供用中の施設の改修工事	
		3. その他(理由: )	該当する場合はブルダウリストから選択	(3.について) □その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 □その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事 □地山強度が低い又は土質が硬いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。	
	○	○都市部等の作業環境、社会条件等への対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば4点の加点とする。		(4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事	
		4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事	該当する場合はブルダウリストから選択	(5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 ・地元調整(営農や農業水利などの調整を含む。)や環境対策などの制約が特に多い工事 ・そのほか各種制約あり、施工に特に厳しい制限を受けた工事	
		5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事	該当する場合はブルダウリストから選択	(6.について) ・市街地で夜間工事 ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事	
		6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事	該当する場合はブルダウリストから選択	(7.について) ・DID地区での工事 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制権限の設置撤去を日々行った工事	
		7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事	該当する場合はブルダウリストから選択	(8.について) ・維持管理工事等の、事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事	
		8. 事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事	該当する場合はブルダウリストから選択	(9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事(点在工事、複数地区の工事など)	
		9. 施工箇所が広範囲にわたる工事	該当する場合はブルダウリストから選択	(10.について) ・施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事 ・その他、周辺環境又は社会条件、資材調達等への対応が特に必要な工事	
		10. その他(理由: )	該当する場合はブルダウリストから選択		
		○厳しい自然・地盤条件への対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば4点の加点とする。			
		11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事	該当する場合はブルダウリストから選択	(11.について) ・河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の1本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事	
	12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事	該当する場合はブルダウリストから選択	(12.について) ・海域及び河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きい作業用台等を設置した工事 ・整地工やため池地体盛土工等のため、設計書で計上する以上に降雨や降雪の影響で不稼働日が多く、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事		
	13. 被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事	該当する場合はブルダウリストから選択	(13.について) ・被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事 ・急峻な地形のため、作業用台や作業床の設置が制限される工事。もしくは命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く) ・斜面又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 ・山地災害危険地区に指定された区域内における工事		
	14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事	該当する場合はブルダウリストから選択	(14.について) ・国立公園内での工事。またはイヌワシ等の貴重な動植物への配慮のため、工種や施工方法に制約を受けた工事		
15. 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事	該当する場合はブルダウリストから選択	(15.について) ・農業水利施設等の補修改修工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事			
16. その他(理由: )	該当する場合はブルダウリストから選択	(16.について) ・冬期施工のため、大規模な雪害冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事			
評価点	10点	記述評価【高度技術のキーワードの略路】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述	記述評価【工事特性の詳細評価】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述		
・加点は+10点~0点の範囲とする。 ・総合評価における技術提案または各種管理計画等が履行され、その実施内容が評価項目に該当する場合は、加点評価の対象となる。					

現

行

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

(令和6年4月1日以降適用)

農林用 別紙-2③		【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例			
審査項目	細別	技術キーワード一覧(該当項目の○を選択)	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例		
4.工事特性 I. 施工条件等への対応	○	1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事	該当する場合はブルダウリストから選択 (1.について) □切土の土工量:5万m <sup>3</sup> 以上(林道の場合1万m <sup>3</sup> 以上) □盛土の土工量:5万m <sup>3</sup> 以上(林道の場合1万m <sup>3</sup> 以上) □擁壁工(引込、泥水処理)の管径:100mm以上 □用排水機軸の流量:10m <sup>3</sup> 以上 □鋼管工の径間数:3径間以上 □コンクリートの躯体体積:25m <sup>3</sup> 以上 □パイプラインの管径:100mm以上 □水路トンネルの内径高:2m以上 □トンネル(NATM)の内径平均値:25m以上 □地滑り防止工:幅50m以上または法長50m以上 □擁壁下部の高さ:15m以上 □擁壁上部の最大支間長:60m以上 □道路工の計画最高水流量:50m <sup>3</sup> 以上 □橋脚工(整地工)の高さ:20m以上 □ダム工:ため池工の高さ:10m以上 □ため池工の増床:50m以上 □山田工の増高:10m以上 □山腹工の施工面積:0.5ha以上		
		2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事	該当する場合はブルダウリストから選択	□現地調査の結果、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事 □鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河内川の流水における橋脚の撤去工事 □供用中の施設の改修工事	
		3. その他(理由: )	該当する場合はブルダウリストから選択	(3.について) □その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 □その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事 □地山強度が低い又は土質が硬いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。	
	○	○都市部等の作業環境、社会条件等への対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば4点の加点とする。		(4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事	
		4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事	該当する場合はブルダウリストから選択	(5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 ・地元調整(営農や農業水利などの調整を含む。)や環境対策などの制約が特に多い工事 ・そのほか各種制約あり、施工に特に厳しい制限を受けた工事	
		5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事	該当する場合はブルダウリストから選択	(6.について) ・市街地で夜間工事 ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事	
		6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事	該当する場合はブルダウリストから選択	(7.について) ・DID地区での工事 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制権限の設置撤去を日々行った工事	
		7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事	該当する場合はブルダウリストから選択	(8.について) ・維持管理工事等の、事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事	
		8. 事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事	該当する場合はブルダウリストから選択	(9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事(点在工事、複数地区の工事など)	
		9. 施工箇所が広範囲にわたる工事	該当する場合はブルダウリストから選択	(10.について) ・施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事 ・その他、周辺環境又は社会条件、資材調達等への対応が特に必要な工事	
		10. その他(理由: )	該当する場合はブルダウリストから選択		
		○厳しい自然・地盤条件への対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば4点の加点とする。			
		11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事	該当する場合はブルダウリストから選択	(11.について) ・河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の1本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事	
	12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事	該当する場合はブルダウリストから選択	(12.について) ・海域及び河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きい作業用台等を設置した工事 ・整地工やため池地体盛土工等のため、設計書で計上する以上に降雨や降雪の影響で不稼働日が多く、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事		
	13. 被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事	該当する場合はブルダウリストから選択	(13.について) ・被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事 ・急峻な地形のため、作業用台や作業床の設置が制限される工事。もしくは命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く) ・斜面又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 ・山地災害危険地区に指定された区域内における工事		
	14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事	該当する場合はブルダウリストから選択	(14.について) ・国立公園内での工事。またはイヌワシ等の貴重な動植物への配慮のため、工種や施工方法に制約を受けた工事		
15. 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事	該当する場合はブルダウリストから選択	(15.について) ・農業水利施設等の補修改修工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事			
16. その他(理由: )	該当する場合はブルダウリストから選択	(16.について) ・冬期施工のため、大規模な雪害冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事			
評価点	10点	記述評価【高度技術のキーワードの略路】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述	記述評価【工事特性の詳細評価】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述		
・加点は+10点~0点の範囲とする。 ・総合評価における技術提案または各種管理計画等が履行され、その実施内容が評価項目に該当する場合は、加点評価の対象となる。					

改

正



【福島県請負工事成績評定要綱の運用】新旧対照

土木用 別紙-2③		(新)工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト		(令和6年4月1日以降適用)	
審査項目	細別	対応事項一覧(該当項目の「○」を選択)	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例		
現 行	4.工事特性 I.施工条件等への対応	○	1.対象構造物の高さ、延長、施工(断面)積、施工深度等の規模が特殊な工事。	該当する場合はブルダウリストから選択	
			2.対象構造物の形状が複雑であることから、施工条件が特に変化する工事	該当する場合はブルダウリストから選択	
			3.その他(理由: )	該当する場合はブルダウリストから選択	
	※1.工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する。 ※2.「創意工夫」で評価したものと二重評価は行わない。	○	○都市部等の作業環境、社会条件等への対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば4点の加点とする		
			4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事	(4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事	
			5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事	(5.について) ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事	
			6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事	(6.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 ・地元調整や環境対策などの制約が多い工事 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事	
			7.現道上での交通規制に大きく影響する工事	(7.について) ・市街地での夜間工事 ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事	
			8.事故や災害発生直後等の緊急的な対応が必要な工事	(8.について) ・維持管理工事等の、事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事	
			9.施工箇所が広範囲にわたる工事	(9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。	
※1.工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する。 ※2.「創意工夫」で評価したものと二重評価は行わない。	○	○厳しい自然・地盤条件への対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば4点の加点とする			
		11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事	(11.について) ・河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の1本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事		
		12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事	(12.について) ・海城及び河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事		
		13.被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事	(13.について) ・被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事 ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)		
		14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事	(14.について) ・斜面上又は急峻な地形下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事		
		15.維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事	(15.について) ・国立公園内での工事。またはイヌワシ等の貴重な動植物への配慮のため、工種や施工方法に制約を受けた工事。 ・維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事		
		16.その他(理由: )	(16.について) ・冬期施工のため、大規模な防寒冬囲いをする必要があり、冬の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 ・その他、災害等における臨時的措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事		
評価点	10点	・加点は+10点~0点の範囲とする。 ・総合評価における技術提案または各種管理計画等が履行され、その実施内容が評価項目に該当する場合は、加点評価の対象となる。			
改 正	4.工事特性 I.施工条件等への対応	○	1.対象構造物の高さ、延長、施工(断面)積、施工深度等の規模が特殊な工事。	該当する場合はブルダウリストから選択	
			2.対象構造物の形状が複雑であることから、施工条件が特に変化する工事	該当する場合はブルダウリストから選択	
			3.その他(理由: )	該当する場合はブルダウリストから選択	
	※1.工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する。 ※2.「創意工夫」で評価したものと二重評価は行わない。	○	○都市部等の作業環境、社会条件等への対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば4点の加点とする		
			4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事	(4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事	
			5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事	(5.について) ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事	
			6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事	(6.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 ・地元調整や環境対策などの制約が多い工事 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事	
			7.現道上での交通規制に大きく影響する工事	(7.について) ・市街地での夜間工事 ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事	
			8.事故や災害発生直後等の緊急的な対応が必要な工事	(8.について) ・維持管理工事等の、事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事	
			9.施工箇所が広範囲にわたる工事	(9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。	
※1.工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する。 ※2.「創意工夫」で評価したものと二重評価は行わない。	○	○厳しい自然・地盤条件への対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば4点の加点とする			
		11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事	(11.について) ・河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の1本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事		
		12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事	(12.について) ・海城及び河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事		
		13.被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事	(13.について) ・被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事 ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)		
		14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事	(14.について) ・斜面上又は急峻な地形下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事		
		15.維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事	(15.について) ・国立公園内での工事。またはイヌワシ等の貴重な動植物への配慮のため、工種や施工方法に制約を受けた工事。 ・維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事		
		16.その他(理由: )	(16.について) ・冬期施工のため、大規模な防寒冬囲いをする必要があり、冬の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 ・その他、災害等における臨時的措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事		
評価点	10点	・加点は+10点~0点の範囲とする。 ・総合評価における技術提案または各種管理計画等が履行され、その実施内容が評価項目に該当する場合は、加点評価の対象となる。			
		<p>記録評価【工事特性の詳細評価】○印を付したキーワードについて、評価内容を概略記述</p>			

【福島県請負工事成績評定要綱の運用】新旧対照

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>建築用</span> <span>(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト</span> <span>(令和5年4月1日以降適用)</span> </div>							
別紙-2(4)		営繕用(建築)	(第2評定者)				
審査項目	細別	対応事項一覧(該当項目の「○」を選択)	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例(該当する項目の「・」に○印を記入)				
現 行	4. 工事特性 1. 施工条件等への対応  ※1. 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、厳しい自然・地盤条件、厳しい周辺環境等・社会条件等)に対して適切に対応したことを評価する。 ※2. 「創意工夫」で評価したものとの二重評価は行わない。	○ 構造物固有の難しさへの対応、技術固有の難しさへの対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば <b>2点の加点</b> とする	【事例: 構造物固有な施工難度と対応工法等】 ・隣接した建築物で現地調査に基づき、現地合わせの再設計と施工が必要な工事。 ・施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事。 ・特殊構造物等における工事で、特許工法等技術的に検討が必要な工事。 ・その他、特殊な工法及び材料等を用いた工事。 ・VE提案された工法等が高度な技術として評価できる場合。 ・歴史的建造物で施工に熟練が求められ、かつ、高度な技術として評価できる場合。				
		○ 厳しい自然・地盤条件への対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば <b>4点の加点</b> とする	【事例: 自然及び地盤条件への対応工法等】 ・地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 ・軟弱地盤のため、施工不可能日(待ち時間)が多く、施工機械の稼働率と施工台数等を的確に把握した工事。 ・斜面若しくは急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策施工後に施工した工事。 ・イヌワシ等の貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工方法等が制限された工事。 ・試験したにもかかわらず、歴史的埋蔵文化財の発掘調査が必要となった工事。 ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。				
		○ 厳しい周辺環境等・社会条件への対応、施工現場、改修工事での対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば <b>4点の加点</b> とする	【事例: 周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】 ・ガス管・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事。 ・支障物件の移設が工程上クリアルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った工事。 ・地元調整や環境対策の制約が特多い工事。 ・工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事。 ・工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事。 ・環境対策が工程に大きな影響を与えた工事。 ・施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 ・大気圧を越える気圧下の作業室での工事。 ・酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から10m以上(10m以下)での工事。 ・工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 ・既存施設を使用しながら行う改修工事 【その他】 ・その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術。				
		評価点 <b>0</b> 点	・加点は+10点~0点の範囲とする。 ・総合評価における技術提案または各種管理計画等が履行され、その実施内容が評価項目に該当する場合は、加点評価の対象となる。				
		改 正	営繕用(建築) 別紙-2 (3)-2 4. 工事特性 1. 施工条件等への対応  ※1. 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、厳しい自然・地盤条件、厳しい周辺環境等・社会条件等)に対して適切に対応したことを評価する。 ※2. 「創意工夫」で評価したものとの二重評価は行わない。	○ 構造物固有の難しさへの対応、技術固有の難しさへの対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば <b>2点の加点</b> とする	【事例: 構造物固有な施工難度と対応工法等】 ・隣接した建築物で現地調査に基づき、現地合わせの再設計と施工が必要な工事。 ・施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事。 ・特殊構造物等における工事で、特許工法等技術的に検討が必要な工事。 ・その他、特殊な工法及び材料等を用いた工事。 ・VE提案された工法等が高度な技術として評価できる場合。 ・歴史的建造物で施工に熟練が求められ、かつ、高度な技術として評価できる場合。		
				○ 厳しい自然・地盤条件への対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば <b>4点の加点</b> とする	【事例: 自然及び地盤条件への対応工法等】 ・地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 ・軟弱地盤のため、施工不可能日(待ち時間)が多く、施工機械の稼働率と施工台数等を的確に把握した工事。 ・斜面若しくは急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策施工後に施工した工事。 ・イヌワシ等の貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工方法等が制限された工事。 ・試験したにもかかわらず、歴史的埋蔵文化財の発掘調査が必要となった工事。 ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。		
				○ 厳しい周辺環境等・社会条件への対応、施工現場、改修工事での対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば <b>4点の加点</b> とする	【事例: 周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】 ・ガス管・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事。 ・支障物件の移設が工程上クリアルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った工事。 ・地元調整や環境対策の制約が特多い工事。 ・工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事。 ・工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事。 ・環境対策が工程に大きな影響を与えた工事。 ・施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 ・大気圧を越える気圧下の作業室での工事。 ・酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から10m以上(10m以下)での工事。 ・工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 ・既存施設を使用しながら行う改修工事 【その他】 ・その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術。		
				評価点 <b>0</b> 点	・加点は+10点~0点の範囲とする。 ・総合評価における技術提案または各種管理計画等が履行され、その実施内容が評価項目に該当する場合は、加点評価の対象となる。		記述評価【工事特性の詳細評価】○印を付したキーワードについて、評価内容を概略記述

【福島県請負工事成績評定要綱の運用】新旧対照

電気用		(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト		(令和5年4月1日以降適用)	
別紙-2②				営繕用(電気通信) (第2評定者)	
審査項目	細別	対応事項一覧(該当項目の「○」を選択)	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例(該当する項目の「・」に○印を記入)		
現 行	4.工事特性	1. 施工条件等への対応	○技術固有の難しさへの対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば2点の加点とする		
			-	1.技術固有の難度高い	【施工難度】下記の該当する項目が、工事特性で評価できる場合 ・実績の少ない設備を含む工事 ・特殊なシステムや設備を含む工事 ・歴史埋蔵文化財の保存施設等特殊施設
	※1.工事特性は、当該工事特有の難度高い条件(特殊な技術、厳しい施工条件等)に対して適切に対応したことを評価する。 ※2.「創意工夫」で評価したものと二重評価は行わない。		○厳しい施工条件への対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば4点の加点とする		
			-	3.厳しい施工条件がある	【施工条件への対応】下記の該当する項目が、工事の相当部分を占める工事 ・厳しい時間的制約のある工事 ・工事施工にあたり各種の制約があり工程的にも特に厳しく、制限を受けた工事 ・施工場所が狭くなる工事 ・他工事との著しい錯さう(他工事の制約を受け、機械、人員等の増強を行った等) ・供用中の路上工事又はこれを含む工事で交通規制が必要な工事 ・自然条件や地形等による影響を著しく受ける工事
			○施工での対応、改修工事での対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば4点の加点とする		
			-	5.高度な技術を発揮した	【高度技術の発揮】施工にあたり下記の高度な技術を発揮した。 ・施工条件の変化に対応した施工上の自発的提案と対応等 ・困難な施工条件下で臨機の対応により事故等を未然に防いだ ・周辺住民等からの苦情や要望に対して配慮した ・現場環境の美化や労働環境改善への取り組みがあった ・既存施設を使用しながら行う改修工事
			-	6.災害防止等での臨機の処置	【その他】 ・その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術
			-	7.利用並行改修での対応等	
			-	8.既存部分との調整等	
	-	9.その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評定する必要がある事項 その他(理由: )			
評価点	0	点			
		・加点は+10点～0点の範囲とする。 ・総合評価における技術提案または各種管理計画等が履行され、その実施内容が評価項目に該当する場合は、加点評価の対象となる。			
営繕用(電気通信)		(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト		(令和6年4月1日以降適用)	
別紙-2 ③-3				(第2評定者)	
審査項目	細別	対応事項一覧(該当項目の「○」を選択)	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例(該当する項目の「・」に○印を記入)		
改 正	4.工事特性	1. 施工条件等への対応	○技術固有の難しさへの対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば2点の加点とする		
			-	1.技術固有の難度高い	【施工難度】下記の該当する項目が、工事特性で評価できる場合 ・実績の少ない設備を含む工事 ・特殊なシステムや設備を含む工事 ・歴史埋蔵文化財の保存施設等特殊施設
	※1.工事特性は、当該工事特有の難度高い条件(特殊な技術、厳しい施工条件等)に対して適切に対応したことを評価する。 ※2.「創意工夫」で評価したものと二重評価は行わない。		○厳しい施工条件への対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば4点の加点とする		
			-	3.厳しい施工条件がある	【施工条件への対応】下記の該当する項目が、工事の相当部分を占める工事 ・厳しい時間的制約のある工事 ・工事施工にあたり各種の制約があり工程的にも特に厳しく、制限を受けた工事 ・施工場所が狭くなる工事 ・他工事との著しい錯さう(他工事の制約を受け、機械、人員等の増強を行った等) ・供用中の路上工事又はこれを含む工事で交通規制が必要な工事 ・自然条件や地形等による影響を著しく受ける工事
			○施工での対応、改修工事での対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば4点の加点とする		
			-	5.高度な技術を発揮した	【高度技術の発揮】施工にあたり下記の高度な技術を発揮した。 ・施工条件の変化に対応した施工上の自発的提案と対応等 ・困難な施工条件下で臨機の対応により事故等を未然に防いだ ・周辺住民等からの苦情や要望に対して配慮した ・現場環境の美化や労働環境改善への取り組みがあった ・既存施設を使用しながら行う改修工事
			-	6.災害防止等での臨機の処置	【その他】 ・その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術
			-	7.利用並行改修での対応等	
			-	8.既存部分との調整等	
	-	9.その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評定する必要がある事項 その他(理由: )			
評価点	0	点	記述評価【工事特性の詳細評価】○印を付したキーワードについて、評価内容を概略記述		
		・加点は+10点～0点の範囲とする。 ・総合評価における技術提案または各種管理計画等が履行され、その実施内容が評価項目に該当する場合は、加点評価の対象となる。			

(新)工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト <span style="float: right;">(令和5年4月1日以降適用)</span>				
機械用		(第2評定者)		
別紙-2⑥		営業用(機械)		
審査項目	細別	対応事項一覧(該当項目の「○」を選択)	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例(該当する項目の「・」に○印を記入)	
4.工事特性	1.施工条件等への対応	○技術固有の難しさへの対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば <b>2点の加点</b> とする		
		-	1.技術固有の難度高い	【施工難度】下記の該当する項目が、工事特性で評価できる場合 ・実績の少ない設備を含む工事 ・特殊なシステムや設備を含む工事 ・歴史埋蔵文化財の保存施設等特殊施設
		-	2.その他(理由: )	
		○厳しい施工条件への対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば <b>4点の加点</b> とする		
		-	3.厳しい施工条件がある	【施工条件への対応】下記の該当する項目が、工事の相当部分を占める工事 ・厳しい時間的制約のある工事 ・工事施工にあたり各種の制約があり工程的にも特に厳しく、制限を受けた工事 ・施工場所が狭くなる工事 ・他工事との著しい錯さ(他工事の制約を受け、機械、人員等の増強を行った等) ・供用中の路上工事又はこれを含む工事で交通規制が必要な工事 ・自然条件や地形等による影響を著しく受ける工事
		-	4.その他(理由: )	
		○施工での対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば <b>4点の加点</b> とする		
		-	5.高度な技術を発揮した	【高度技術の発揮】施工にあたり下記の高度な技術を発揮した。 ・施工条件の変化に対応した施工上の自発的提案と対応等 ・困難な施工条件下で臨機に対応により事故等を未然に防いだ ・周辺住民等からの苦情や要望に対して配慮した ・現場環境の美化や労働環境改善への取り組みがあった ・既存施設を使用しながら行う改修工事
		-	6.災害防止等での臨機の処置	
		-	7.利用並行改修での対応等	
		-	8.既存部分との調整等	
		-	9.その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評定する必要がある事項 その他(理由: )	【その他】 ・その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術
	評価点	<b>0</b>	点	
・加点は+10点～0点の範囲とする。 ・総合評価における技術提案または各種管理計画等が履行され、その実施内容が評価項目に該当する場合は、加点評価の対象となる。				

(新)工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト <span style="float: right;">(令和6年4月1日以降適用)</span>				
営業用(機械)		(第2評定者)		
別紙-2③-4		(第2評定者)		
審査項目	細別	対応事項一覧(該当項目の「○」を選択)	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例(該当する項目の「・」に○印を記入)	
4.工事特性	1.施工条件等への対応	○技術固有の難しさへの対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば <b>2点の加点</b> とする		
		-	1.技術固有の難度高い	【施工難度】下記の該当する項目が、工事特性で評価できる場合 ・実績の少ない設備を含む工事 ・特殊なシステムや設備を含む工事 ・歴史埋蔵文化財の保存施設等特殊施設
		-	2.その他(理由: )	
		○厳しい施工条件への対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば <b>4点の加点</b> とする		
		-	3.厳しい施工条件がある	【施工条件への対応】下記の該当する項目が、工事の相当部分を占める工事 ・厳しい時間的制約のある工事 ・工事施工にあたり各種の制約があり工程的にも特に厳しく、制限を受けた工事 ・施工場所が狭くなる工事 ・他工事との著しい錯さ(他工事の制約を受け、機械、人員等の増強を行った等) ・供用中の路上工事又はこれを含む工事で交通規制が必要な工事 ・自然条件や地形等による影響を著しく受ける工事
		-	4.その他(理由: )	
		○施工での対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば <b>4点の加点</b> とする		
		-	5.高度な技術を発揮した	【高度技術の発揮】施工にあたり下記の高度な技術を発揮した。 ・施工条件の変化に対応した施工上の自発的提案と対応等 ・困難な施工条件下で臨機に対応により事故等を未然に防いだ ・周辺住民等からの苦情や要望に対して配慮した ・現場環境の美化や労働環境改善への取り組みがあった ・既存施設を使用しながら行う改修工事
		-	6.災害防止等での臨機の処置	
		-	7.利用並行改修での対応等	
		-	8.既存部分との調整等	
		-	9.その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評定する必要がある事項 その他(理由: )	【その他】 ・その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術
	評価点	<b>0</b>	点	
・加点は+10点～0点の範囲とする。 ・総合評価における技術提案または各種管理計画等が履行され、その実施内容が評価項目に該当する場合は、加点評価の対象となる。				
記述評価【工事特性の詳細評価】○印を付したキーワードについて、評価内容を概略記述				

土木用 別紙-2⑦		(新)工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト		(令和4年4月1日以降適用)	
審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(「○」「×」「該当なし」から選択)		
7.社会性等	I. 地域への貢献等	a, b, c	<input type="radio"/>	1. 地域の河川、海岸、湖沼等の環境保全を具体的に実施した。	該当項目が90%程度以上 a(地域への貢献等が優れている) 該当項目が80%～90%程度 b(地域への貢献等がやや優れている) 該当項目が80%程度未満 c(他の事項に該当しない)  ※評価対象項目数が2項目以下の場合 は c 評価とする。
			<input type="radio"/>	2. 地域が主催するイベントへ積極的に参加又は支援し、地域とのコミュニケーションを図った。	
			<input type="radio"/>	3. 地域のゴミ拾い、道路清掃等ボランティア活動を行って地域社会に貢献した。	
		判定	<input type="radio"/>	4. 地域の動植物の保護に具体的に取り組んだ。	
			<input type="radio"/>	5. 地域での災害発生時等において、地域への援助・救援活動に取り組んだ。	
			<input type="radio"/>	6. 定期的な広報紙の配布や現場見学会の開催等を実施した。	
		a	<input type="radio"/>	7. 学生等に対する教育活動又は発注者側における技術研修等に対応した。	
			該当なし	8. その他[理由]	
			該当なし	9. その他[理由]	
			該当なし	10. その他[理由]	
100%					
※1. 地域への貢献等とは、工事の施工にもなつて、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                         7 / 7 =100%                     </div>					

共通 別紙-2 ④		(新)工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト		(令和6年4月1日以降適用)	
審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(「○」「×」「該当なし」から選択)		
7.社会性等	I. 地域への貢献等	a, b, c	<input type="radio"/>	1. 地域の河川、海岸、湖沼等の環境保全を具体的に実施した。	該当項目が90%程度以上 a(地域への貢献等が優れている) 該当項目が80%～90%程度 b(地域への貢献等がやや優れている) 該当項目が80%程度未満 c(他の事項に該当しない)  ※評価対象項目数が2項目以下の場合 は c 評価とする。
			<input type="radio"/>	2. 地域が主催するイベントへ積極的に参加又は支援し、地域とのコミュニケーションを図った。	
			<input type="radio"/>	3. 地域のゴミ拾い、道路清掃等ボランティア活動を行って地域社会に貢献した。	
		判定	<input type="radio"/>	4. 地域の動植物の保護に具体的に取り組んだ。	
			<input type="radio"/>	5. 地域での災害発生時等において、地域への援助・救援活動に取り組んだ。	
			<input type="radio"/>	6. 定期的な広報紙の配布や現場見学会の開催等を実施した。	
		a	<input type="radio"/>	7. 学生等に対する教育活動又は発注者側における技術研修等に対応した。	
			該当なし	8. その他[理由]	
			該当なし	9. その他[理由]	
			該当なし	10. その他[理由]	
100%					
※1. 地域への貢献等とは、工事の施工にもなつて、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                         7 / 7 =100%                     </div>					

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

(令和5年4月1日以降適用)

別紙-2⑧

(第2評定者)

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表(該当ある項目の「該当」を選択)																																																																										
8.法令遵守等	<p>1. 工事の施工にあたり、当該工事の関係者が下記適応事例[表-1]に該当したことによる下表[表-2]の措置があった場合に適用する。                      ※1.「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。                      ※2.「当該工事の関係者」とは、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又は使用人の他、上記※1を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者を含む。</p> <p>2. 工事成績評定点の通知後に当該工事に関する法令遵守等の措置があった場合は、福島県請負工事成績評定要綱第8条に基づき評定の修正を行うこと。修正を行う期間は、工事完成検査日から2年間とする。</p> <p>3. 適応事例と措置                      [表-1] 適応事例</p> <table border="1"> <tr><td>—</td><td>1. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または告訴された。</td></tr> <tr><td>—</td><td>2. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。</td></tr> <tr><td>—</td><td>3. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</td></tr> <tr><td>—</td><td>4. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</td></tr> <tr><td>—</td><td>5. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄を行った。</td></tr> <tr><td>—</td><td>6. 砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</td></tr> <tr><td>—</td><td>7. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。</td></tr> <tr><td>—</td><td>8. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</td></tr> <tr><td>—</td><td>9. 入札前の調査資料又は低入札価格調査に係る資料若しくは契約締結後の県への提出資料等が虚偽であった事実が判明した。</td></tr> <tr><td>—</td><td>10. 低入札価格調査事務処理要領に定める、主任技術者又は監理技術者と同等以上の資格を有する者を2名配置しなかった。</td></tr> <tr><td>—</td><td>11. 総合評価方式(標準型または簡易型)において技術提案した内容や各種管理計画等が履行されなかった。(受注者の責によらない場合を除く)</td></tr> <tr><td>—</td><td>12. 施工体制事前提出方式における施工体制確認調査基準を満たさず、是正を求めたが指示に従わなかった。</td></tr> <tr><td>—</td><td>13. 建設業法に違反する事実が判明した。Ex)一括下請けの禁止、主任技術者・監理技術者の専任義務違反、監理技術者の当該資格・有効期限等</td></tr> <tr><td>—</td><td>14. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱において「第6下請代金支払い等の適正化」に示す下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</td></tr> <tr><td>—</td><td>15. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。</td></tr> <tr><td>—</td><td>16. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。(CCUS義務化工事受注者が基準を達成出来なかった場合も含む)</td></tr> <tr><td>—</td><td>17. 現場代理人は、現場に常駐していなかった。</td></tr> <tr><td>—</td><td>18. 監督または検査の実施にあたり、不誠実な行為により職務の執行を妨げた。</td></tr> <tr><td>—</td><td>19. 過失により工事を粗雑にしたと認められた。</td></tr> <tr><td>—</td><td>20. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。</td></tr> <tr><td>—</td><td>21. その他、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に示す措置要件に該当する事実があった。 【内容: _____】</td></tr> </table> <p>[表-2] 措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>措置点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>—</td><td>1. 入札参加資格制限措置12ヶ月を超える</td><td>-20点</td></tr> <tr><td>—</td><td>2. 入札参加資格制限措置9ヶ月を超え12ヶ月以下</td><td>-15点</td></tr> <tr><td>—</td><td>3. 入札参加資格制限措置6ヶ月を超え9ヶ月以下</td><td>-13点</td></tr> <tr><td>—</td><td>4. 入札参加資格制限措置3ヶ月を超え6ヶ月以下</td><td>-10点</td></tr> <tr><td>—</td><td>5. 入札参加資格制限措置1ヶ月を超え3ヶ月以下</td><td>-8点</td></tr> <tr><td>—</td><td>6. 入札参加資格制限措置1ヶ月以下</td><td>-5点</td></tr> <tr><td>—</td><td>7. 入札参加資格制限措置による文書注意</td><td>-3点</td></tr> <tr><td>—</td><td>8. 契約権者からの修補命令又は文書注意</td><td>-3点</td></tr> <tr><td>—</td><td>9. その他【理由: <u>CCUS活用工事実施要領に定められている基準を達成することが出来なかった。</u>】</td><td>-1点</td></tr> <tr><td>○</td><td>10. 該当項目なし</td><td></td></tr> </tbody> </table>	—	1. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または告訴された。	—	2. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。	—	3. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。	—	4. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。	—	5. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄を行った。	—	6. 砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。	—	7. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。	—	8. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。	—	9. 入札前の調査資料又は低入札価格調査に係る資料若しくは契約締結後の県への提出資料等が虚偽であった事実が判明した。	—	10. 低入札価格調査事務処理要領に定める、主任技術者又は監理技術者と同等以上の資格を有する者を2名配置しなかった。	—	11. 総合評価方式(標準型または簡易型)において技術提案した内容や各種管理計画等が履行されなかった。(受注者の責によらない場合を除く)	—	12. 施工体制事前提出方式における施工体制確認調査基準を満たさず、是正を求めたが指示に従わなかった。	—	13. 建設業法に違反する事実が判明した。Ex)一括下請けの禁止、主任技術者・監理技術者の専任義務違反、監理技術者の当該資格・有効期限等	—	14. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱において「第6下請代金支払い等の適正化」に示す下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。	—	15. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。	—	16. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。(CCUS義務化工事受注者が基準を達成出来なかった場合も含む)	—	17. 現場代理人は、現場に常駐していなかった。	—	18. 監督または検査の実施にあたり、不誠実な行為により職務の執行を妨げた。	—	19. 過失により工事を粗雑にしたと認められた。	—	20. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。	—	21. その他、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に示す措置要件に該当する事実があった。 【内容: _____】	措置内容	措置点数	—	1. 入札参加資格制限措置12ヶ月を超える	-20点	—	2. 入札参加資格制限措置9ヶ月を超え12ヶ月以下	-15点	—	3. 入札参加資格制限措置6ヶ月を超え9ヶ月以下	-13点	—	4. 入札参加資格制限措置3ヶ月を超え6ヶ月以下	-10点	—	5. 入札参加資格制限措置1ヶ月を超え3ヶ月以下	-8点	—	6. 入札参加資格制限措置1ヶ月以下	-5点	—	7. 入札参加資格制限措置による文書注意	-3点	—	8. 契約権者からの修補命令又は文書注意	-3点	—	9. その他【理由: <u>CCUS活用工事実施要領に定められている基準を達成することが出来なかった。</u> 】	-1点	○	10. 該当項目なし	
—	1. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または告訴された。																																																																										
—	2. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。																																																																										
—	3. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。																																																																										
—	4. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。																																																																										
—	5. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄を行った。																																																																										
—	6. 砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。																																																																										
—	7. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。																																																																										
—	8. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。																																																																										
—	9. 入札前の調査資料又は低入札価格調査に係る資料若しくは契約締結後の県への提出資料等が虚偽であった事実が判明した。																																																																										
—	10. 低入札価格調査事務処理要領に定める、主任技術者又は監理技術者と同等以上の資格を有する者を2名配置しなかった。																																																																										
—	11. 総合評価方式(標準型または簡易型)において技術提案した内容や各種管理計画等が履行されなかった。(受注者の責によらない場合を除く)																																																																										
—	12. 施工体制事前提出方式における施工体制確認調査基準を満たさず、是正を求めたが指示に従わなかった。																																																																										
—	13. 建設業法に違反する事実が判明した。Ex)一括下請けの禁止、主任技術者・監理技術者の専任義務違反、監理技術者の当該資格・有効期限等																																																																										
—	14. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱において「第6下請代金支払い等の適正化」に示す下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。																																																																										
—	15. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。																																																																										
—	16. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。(CCUS義務化工事受注者が基準を達成出来なかった場合も含む)																																																																										
—	17. 現場代理人は、現場に常駐していなかった。																																																																										
—	18. 監督または検査の実施にあたり、不誠実な行為により職務の執行を妨げた。																																																																										
—	19. 過失により工事を粗雑にしたと認められた。																																																																										
—	20. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。																																																																										
—	21. その他、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に示す措置要件に該当する事実があった。 【内容: _____】																																																																										
措置内容	措置点数																																																																										
—	1. 入札参加資格制限措置12ヶ月を超える	-20点																																																																									
—	2. 入札参加資格制限措置9ヶ月を超え12ヶ月以下	-15点																																																																									
—	3. 入札参加資格制限措置6ヶ月を超え9ヶ月以下	-13点																																																																									
—	4. 入札参加資格制限措置3ヶ月を超え6ヶ月以下	-10点																																																																									
—	5. 入札参加資格制限措置1ヶ月を超え3ヶ月以下	-8点																																																																									
—	6. 入札参加資格制限措置1ヶ月以下	-5点																																																																									
—	7. 入札参加資格制限措置による文書注意	-3点																																																																									
—	8. 契約権者からの修補命令又は文書注意	-3点																																																																									
—	9. その他【理由: <u>CCUS活用工事実施要領に定められている基準を達成することが出来なかった。</u> 】	-1点																																																																									
○	10. 該当項目なし																																																																										

※別紙-5「施工プロセス」のチェックリストを兼ねる。

現

行

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

(令和6年4月1日以降適用)

共通

別紙-2

⑤

(第2評定者)

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表(該当ある項目の「該当」を選択)																																																																										
8.法令遵守等	<p>1. 工事の施工にあたり、当該工事の関係者が下記適応事例[表-1]に該当したことによる下表[表-2]の措置があった場合に適用する。                      ※1.「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。                      ※2.「当該工事の関係者」とは、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又は使用人の他、上記※1を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者を含む。</p> <p>2. 工事成績評定点の通知後に当該工事に関する法令遵守等の措置があった場合は、福島県請負工事成績評定要綱第8条に基づき評定の修正を行うこと。修正を行う期間は、工事完成検査日から2年間とする。</p> <p>3. 適応事例と措置                      [表-1] 適応事例</p> <table border="1"> <tr><td>—</td><td>1. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または告訴された。</td></tr> <tr><td>—</td><td>2. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。</td></tr> <tr><td>—</td><td>3. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</td></tr> <tr><td>—</td><td>4. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</td></tr> <tr><td>—</td><td>5. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄を行った。</td></tr> <tr><td>—</td><td>6. 砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</td></tr> <tr><td>—</td><td>7. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。</td></tr> <tr><td>—</td><td>8. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</td></tr> <tr><td>—</td><td>9. 入札前の調査資料又は低入札価格調査に係る資料若しくは契約締結後の県への提出資料等が虚偽であった事実が判明した。</td></tr> <tr><td>—</td><td>10. 低入札価格調査事務処理要領に定める、主任技術者又は監理技術者と同等以上の資格を有する者を2名配置しなかった。</td></tr> <tr><td>—</td><td>11. 総合評価方式(標準型または簡易型)において技術提案した内容や各種管理計画等が履行されなかった。(受注者の責によらない場合を除く)</td></tr> <tr><td>—</td><td>12. 施工体制事前提出方式における施工体制確認調査基準を満たさず、是正を求めたが指示に従わなかった。</td></tr> <tr><td>—</td><td>13. 建設業法に違反する事実が判明した。Ex)一括下請けの禁止、主任技術者・監理技術者の専任義務違反、監理技術者の当該資格・有効期限等</td></tr> <tr><td>—</td><td>14. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱において「第6下請代金支払い等の適正化」に示す下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</td></tr> <tr><td>—</td><td>15. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。</td></tr> <tr><td>—</td><td>16. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。_____</td></tr> <tr><td>—</td><td>17. 現場代理人は、現場に常駐していなかった。</td></tr> <tr><td>—</td><td>18. 監督または検査の実施にあたり、不誠実な行為により職務の執行を妨げた。</td></tr> <tr><td>—</td><td>19. 過失により工事を粗雑にしたと認められた。</td></tr> <tr><td>—</td><td>20. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。</td></tr> <tr><td>—</td><td>21. その他、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に示す措置要件に該当する事実があった。 【内容: _____】</td></tr> </table> <p>[表-2] 措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>措置点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>—</td><td>1. 入札参加資格制限措置12ヶ月を超える</td><td>-20点</td></tr> <tr><td>—</td><td>2. 入札参加資格制限措置9ヶ月を超え12ヶ月以下</td><td>-15点</td></tr> <tr><td>—</td><td>3. 入札参加資格制限措置6ヶ月を超え9ヶ月以下</td><td>-13点</td></tr> <tr><td>—</td><td>4. 入札参加資格制限措置3ヶ月を超え6ヶ月以下</td><td>-10点</td></tr> <tr><td>—</td><td>5. 入札参加資格制限措置1ヶ月を超え3ヶ月以下</td><td>-8点</td></tr> <tr><td>—</td><td>6. 入札参加資格制限措置1ヶ月以下</td><td>-5点</td></tr> <tr><td>—</td><td>7. 入札参加資格制限措置による文書注意</td><td>-3点</td></tr> <tr><td>—</td><td>8. 契約権者からの修補命令又は文書注意</td><td>-3点</td></tr> <tr><td>—</td><td>9. その他【理由: _____】</td><td>-1点</td></tr> <tr><td>○</td><td>10. 該当項目なし</td><td></td></tr> </tbody> </table>	—	1. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または告訴された。	—	2. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。	—	3. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。	—	4. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。	—	5. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄を行った。	—	6. 砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。	—	7. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。	—	8. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。	—	9. 入札前の調査資料又は低入札価格調査に係る資料若しくは契約締結後の県への提出資料等が虚偽であった事実が判明した。	—	10. 低入札価格調査事務処理要領に定める、主任技術者又は監理技術者と同等以上の資格を有する者を2名配置しなかった。	—	11. 総合評価方式(標準型または簡易型)において技術提案した内容や各種管理計画等が履行されなかった。(受注者の責によらない場合を除く)	—	12. 施工体制事前提出方式における施工体制確認調査基準を満たさず、是正を求めたが指示に従わなかった。	—	13. 建設業法に違反する事実が判明した。Ex)一括下請けの禁止、主任技術者・監理技術者の専任義務違反、監理技術者の当該資格・有効期限等	—	14. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱において「第6下請代金支払い等の適正化」に示す下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。	—	15. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。	—	16. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。_____	—	17. 現場代理人は、現場に常駐していなかった。	—	18. 監督または検査の実施にあたり、不誠実な行為により職務の執行を妨げた。	—	19. 過失により工事を粗雑にしたと認められた。	—	20. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。	—	21. その他、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に示す措置要件に該当する事実があった。 【内容: _____】	措置内容	措置点数	—	1. 入札参加資格制限措置12ヶ月を超える	-20点	—	2. 入札参加資格制限措置9ヶ月を超え12ヶ月以下	-15点	—	3. 入札参加資格制限措置6ヶ月を超え9ヶ月以下	-13点	—	4. 入札参加資格制限措置3ヶ月を超え6ヶ月以下	-10点	—	5. 入札参加資格制限措置1ヶ月を超え3ヶ月以下	-8点	—	6. 入札参加資格制限措置1ヶ月以下	-5点	—	7. 入札参加資格制限措置による文書注意	-3点	—	8. 契約権者からの修補命令又は文書注意	-3点	—	9. その他【理由: _____】	-1点	○	10. 該当項目なし	
—	1. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または告訴された。																																																																										
—	2. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。																																																																										
—	3. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。																																																																										
—	4. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。																																																																										
—	5. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄を行った。																																																																										
—	6. 砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。																																																																										
—	7. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。																																																																										
—	8. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。																																																																										
—	9. 入札前の調査資料又は低入札価格調査に係る資料若しくは契約締結後の県への提出資料等が虚偽であった事実が判明した。																																																																										
—	10. 低入札価格調査事務処理要領に定める、主任技術者又は監理技術者と同等以上の資格を有する者を2名配置しなかった。																																																																										
—	11. 総合評価方式(標準型または簡易型)において技術提案した内容や各種管理計画等が履行されなかった。(受注者の責によらない場合を除く)																																																																										
—	12. 施工体制事前提出方式における施工体制確認調査基準を満たさず、是正を求めたが指示に従わなかった。																																																																										
—	13. 建設業法に違反する事実が判明した。Ex)一括下請けの禁止、主任技術者・監理技術者の専任義務違反、監理技術者の当該資格・有効期限等																																																																										
—	14. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱において「第6下請代金支払い等の適正化」に示す下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。																																																																										
—	15. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。																																																																										
—	16. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。_____																																																																										
—	17. 現場代理人は、現場に常駐していなかった。																																																																										
—	18. 監督または検査の実施にあたり、不誠実な行為により職務の執行を妨げた。																																																																										
—	19. 過失により工事を粗雑にしたと認められた。																																																																										
—	20. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。																																																																										
—	21. その他、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に示す措置要件に該当する事実があった。 【内容: _____】																																																																										
措置内容	措置点数																																																																										
—	1. 入札参加資格制限措置12ヶ月を超える	-20点																																																																									
—	2. 入札参加資格制限措置9ヶ月を超え12ヶ月以下	-15点																																																																									
—	3. 入札参加資格制限措置6ヶ月を超え9ヶ月以下	-13点																																																																									
—	4. 入札参加資格制限措置3ヶ月を超え6ヶ月以下	-10点																																																																									
—	5. 入札参加資格制限措置1ヶ月を超え3ヶ月以下	-8点																																																																									
—	6. 入札参加資格制限措置1ヶ月以下	-5点																																																																									
—	7. 入札参加資格制限措置による文書注意	-3点																																																																									
—	8. 契約権者からの修補命令又は文書注意	-3点																																																																									
—	9. その他【理由: _____】	-1点																																																																									
○	10. 該当項目なし																																																																										

※別紙-5「施工プロセス」のチェックリストを兼ねる。

改

正

**工事成績採点の審査項目別運用表**

[記入方法] OKであれば□にレマークを、OKでない場合は×マークを記入し、対象外の場合は-を記入する。

令和 2 年4月1日改訂  
土木用 (第3評定者)

別紙-3①

審査項目	a	a'	b	b'	c	d
3.出来形及び出来ばえ I.出来形	□出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の5項目以上が該当する。	□出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。	□出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の4(4)項目以上が該当する。	□出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の3(3)項目以上が該当する。	□出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a~b' (a' ~ b') に該当しない。	□出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準や規格値を満足せず、不適合に該当する。
<p>※ばらつきの判断は別紙-4参照 別紙-3の作成は別紙-5により行う。</p> <p>主たる工種 (1) (2) (3)</p> <p>ばらつき判断の可否 ・ばらつき判断できる ・ばらつき判断できない。(いずれかを○で囲む)</p> <p>ばらつき判定 測定項目名 ( ) 測定値数 ( 点) ・・① 規格値の50%以内の数 ( 点) ・・② ②/①= 割(8割以上が該当) " 80%以内の数 ( 点) ・・③ ③/①= 割(8割以上が該当)</p> <p>ばらつき判定結果 ・50%以内 ・80%以内 ・80%超 (いずれかを○で囲む)</p>						
<p>【評価対象項目】</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図表を工夫し、作成されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 不可視部分の出来形が写真・資料等で的確に判断できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 写真管理基準の管理項目を満足している。</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 出来形管理図、出来形結果表が漏れなく作成されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 6. □5. を満足し、竣工図及び出来形管理図表が検測値に差違なく、適正に作成されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 7. 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 8. その他(理由 )</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。</p> <p>② 出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状及び寸法をいう。</p> <p>③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確認する管理体系である。</p> <p>④ その他は、1～7以外の項目で特に評価する場合などについて、独自に設定するものとする。</p> </div> <p style="color: red; font-weight: bold;">注 測定結果の打点数が少なく、ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価するものとし、( )内の評価対象項目数とする。</p>						

**工事成績採点の審査項目別運用表**

[記入方法] OKであれば□にレマークを、OKでない場合は×マークを記入し、対象外の場合は-を記入する。

令和 6 年4月1日改訂  
土木用 (第3評定者)

別紙-3①

審査項目	a	a'	b	b'	c	d																																	
3.出来形及び出来ばえ I.出来形	□出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の5項目以上が該当する。	□出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。	□出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の4(4 <sup>※</sup> )項目以上が該当する。	□出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の3(3 <sup>※</sup> )項目以上が該当する。	□出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a~b' (a' ~ b' <sup>※</sup> ) に該当しない。	□出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準や規格値を満足せず、不適合に該当する。																																	
<p>※ばらつきの判断は別紙-4参照 別紙-3の作成は別紙-5により行う。</p> <p>主たる工種 (1) (2) (3)</p> <p>ばらつき判断の可否 ・ばらつき判断できる ・ばらつき判断できない。(いずれかを○で囲む)</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">注 測定結果の打点数が少なく、ばらつき判断できない場合は「評価対象項目」のみで評価するものとし、( )内の評価項目数で評価する。</p> <p>ばらつき判定 測定項目名 ( ) 測定値数 ( 点) ・・① 規格値の50%以内の数 ( 点) ・・② ②/①= 割(8割以上が該当) " 80%以内の数 ( 点) ・・③ ③/①= 割(8割以上が該当)</p> <p>ばらつき判定結果 ・50%以内 ・80%以内 ・80%超 (いずれかを○で囲む)</p>																																							
<p>【評価対象項目】</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図表を工夫し、作成されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 不可視部分の出来形が写真・資料等で的確に判断できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 写真管理基準の管理項目を満足している。</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 出来形管理図、出来形結果表が漏れなく作成されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 6. □5. を満足し、竣工図及び出来形管理図表が検測値に差違なく、適正に作成されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 7. 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 8. その他(理由 )</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。</p> <p>② 出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状及び寸法をいう。</p> <p>③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確認する管理体系である。</p> <p>④ その他は、1～7以外の項目で特に評価する場合などについて、独自に設定するものとする。</p> </div> <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="color: red; font-weight: bold;">●判断基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="3">ばらつき判断できる</td> <td>ばらつき判断できない</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>50%以内</td> <td>80%以内</td> <td>80%超</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">評価項目数</td> <td>5項目以上</td> <td>a</td> <td>b</td> <td>c</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>4項目</td> <td>a'</td> <td>b'</td> <td></td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>3項目</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td></td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>2項目以下</td> <td>c</td> <td>c</td> <td></td> <td>c</td> </tr> </table> </div>									ばらつき判断できる			ばらつき判断できない			50%以内	80%以内	80%超		評価項目数	5項目以上	a	b	c	b	4項目	a'	b'		b'	3項目	b	b'		b'	2項目以下	c	c		c
		ばらつき判断できる			ばらつき判断できない																																		
		50%以内	80%以内	80%超																																			
評価項目数	5項目以上	a	b	c	b																																		
	4項目	a'	b'		b'																																		
	3項目	b	b'		b'																																		
	2項目以下	c	c		c																																		